

令和3年第4回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	6月 9日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 告 ・報 告 ・提案理由説明
			休 会	農村環境改善 センター	午後1時30分	・議 案 審 議
2	6月10日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	6月11日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会 疑論決会

第 1 号

6 月 9 日 (水)

令和3年第4回山江村議会6月定例会（第1号）

令和3年6月9日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 報告第 1号 | 令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 6 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号）） |
| 日程第 7 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号）） |
| 日程第 8 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号）） |
| 日程第 9 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号）） |
| 日程第10 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第11 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第12 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号）） |
| 日程第13 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例） |
| 日程第15 | 承認第11号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号）） |
| 日程第16 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第17 | 議案第34号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |

て

日程第18 議案第35号 令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第36号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
（第1号）

日程第20 議案第37号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1
号）

日程第21 発委第 1号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定につい
て

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長	新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第4回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、6番、横谷巡議員、7番、立道徹議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、5月26日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和3年第4回山江村議会定例会につきまして、去る5月26日午前9時から議会運営委員会議を開催し、会議の日程等について協議をしております。

ご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9日から11日までの3日間としております。

本日開会・提案理由の説明の後、午後から議案審議となっております。

2日目、10日は一般質問となっております。6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間につきましては、質問・答弁含めて60分となっております。

最終日3日目、11日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しておりますので、以上、報告終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報

告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年は、例年になく早い梅雨入りとなりました。先に人吉球磨を襲った豪雨災害から、間もなく1年であります。関係機関の懸命な努力により、復旧・復興が徐々に進んでおります。また一方、住民生活、経済活動に甚大な被害をもたらしている厄介な新型コロナウイルスについても、変異ウイルスの急激な感染拡大により、予断を許さない状況であります。まだまだ、収束にはほど遠い状況であります。しかし、ワクチン接種も始まり、明るい光が見えつつあります。今しばらく、感染予防にみんなで努めなければならないところであります。

それでは、3月26日以降の議会関係諸般の報告について、主なものだけ報告をいたします。

4月3日、きのこセンターの竣工式が行われております。災害により被災をした工場を新しく山江村に再建をされまして、きのこ生産に頑張って特産にしたいという大変意欲的なお話で、そういう印象を受けました。

4月24日、八代復興事務所の開所式が八代市で行われております。被災復旧に迅速に対応するため、県の体制を整えたということであります。

5月31日、防災会議が行われております。

次に、6月1日、町村議長会の臨時総会が行われ、役員の改選が行われました。

その他、広域行政組合、消防組合議会、それぞれの議員が対応をしております。毎月の全員協議会については、月1回ずつと行われておるところであります。

以上で簡単であります。諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 令和3年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の報告をいたします。

令和3年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月31日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催しました。

日程第1、議席の指定では、相良村議会議員の任期満了に伴う改正により、新たに選出された議員の議席が、相良村選出の西本巳喜男議員を18番、中村重道議員を19番に指定され、併せて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調

査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名の後、日程第3、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定しました。

次に、日程第4では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく相良村議会議員の改選により、欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、9番、右田宣之議員、錦町が選任、指名されました。

次に、日程第5、承認第1号、専決処分を求めることについて、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正（第7号）及び日程第6、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについての2件を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第5、承認第1号について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、承認第1号については原案のとおり承認、代表監査委員に山崎信治氏、人吉市長選にすることに同意し、決定しました。

最後に、日程第7、議員の派遣については、令和3年度の議会の派遣について配布された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上、令和3年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果を報告いたします。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、令和3年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会の報告をいたします。

日時は令和3年5月17日午前11時から開会がされて、場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

まず、内山慶治管理者から森本完一錦町長管理者に代わられました。そして、消防長にですね、山江村出身の豊永浩氏が就任されました。

議事日程に入りたいと思います。まず、欠員となっておりました相良村選出の議員は、永田博人議員が新しく組合議員になられました。

会期日程はですね、日程第2の会期の決定は1日限りと、5月17日限りとなりました。

日程第4、議案第1号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、球磨村の犬童議員が選任されました。

日程第5、日程第6、日程第7、すべて原案のどおり可決され、閉会いたしました。

それとあと、消防組合職員ですね、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

の状況についてということで、これはもう議会が終わってからですけど、当組合職員はですね、5月18日現在で職員110名中85名が接種中で、2回目の接種が終了者が20名で、残りの65名はですね、1回目が接種が終わって、6月3日までは2回目接種が終了する予定となっておりますので、すべての職員がワクチン、コロナのウイルスワクチンが完了したということでございます。

以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第4、村長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、感謝を申し上げます。本日、ここに令和2年第4回ですね、山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただく中に開催できますことに対し、感謝を申し上げたいと思います。

今回はまず、大きな課題であります2点について申し上げ、その後、諸般の報告をもって挨拶に代えさせていただきたいと思います。

その一点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。現在、国内の感染者に目を向けますと76万人で、亡くなられた方も1万3,600人を超えております。さらに、世界に目を向けますと、感染者が1億7,300万人というとてつもない数を数えておりますし、死亡者数も373万人と想像を超える数字でありまして、感染拡大を未然に防ぐための感染予防や経済活動の行動自粛制限により、精神的にまた肉体的なコロナ感染症とのある意味では消耗戦的な戦いが変わらず続いているという状況であります。

そういう中、県内におきましても、ご案内のとおり、県独自のまん延防止等重点措置の対策が打たれているというところでありまして、ここにきまして県内の感染者数が減少し落ち着きつつありますので、まん防期限となります6月13日をもって、指定も解除されるのではなかろうかと考えております。それに伴いまして、制限されている自粛行動も緩和されようかと思っております。

総体連、中体連、それから郡民体育祭等が目前に控えておりますので、大会運営者は施設が使えないという大変苦勞をされながらの懸案事項として動いておられますけれども、その体育館施設などの各種施設も、現在、山江村におきまして、現在村民のみとしておりますけれども、使用可能範囲を郡市民に開放し、その大会も何とかできようかと思っておりますのでございます。

そして、予防対策のワクチン接種状況であります。本村では昨日までにですね、高齢者の接種者は383人です。接種希望者の33.9%の方が第1回目は終了しております。医療関係者64名を合わせますと、447人が1回目の終了となっております。33.9%は、全国を上回る数値、接種者数値は上回ってはいますけれども、何よりもワクチン接種が感染予防対策、社会経済活性化対策に最大の効果を発揮をいたしますので、課題を乗り越えながらも、国・県、そして関係機関と連携をしながら、希望する全村民へのワクチン接種を早急に終わることができますよう進めていきたいと思っております。

それから、もう一点は、災害復旧事業の進捗状況であります。国・県のほうはですね、土砂浚渫については、緊急プロジェクト対策として、山江村のほうでは17万立米の土砂撤去がなされたということになります。村におきましても、土砂浚渫工事を今進めているところでありますが、それを含めた村民の方々が元の暮らしを取り戻すための公共土木工事は、災害を受けた災害復旧事業が81件ございます。現在、災害復旧工事の設計業務はですね、すべて入札は終了しております。設計が完了し検査が終わった順に工事入札を行い、優先度を決め、本格復旧工事を進めている状況でございます。

ただ、本年度は、復旧・復興元年として、応急復旧から本格復旧・復興の事業が始まったばかりでありますので、全力でその完了に向けて工事を進めていきたいと思っております。特に集落がですね、半孤立をしている集落もありますので、早急に行いたいとは思いますが、工事量からして向こう3年、それ以上の時間もかかろうかと思っております。議員並びに村民の皆様方のご理解とご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは、先般の臨時議会後の諸般の報告を申し上げたいと思っております。

3月の19日ですけれども、川辺川土地改良区の総代会がありました。終了後、行政連絡会議を行っておりますけれども、川辺川土地改良組合の工事につきましては、令和3年度をもって終了し、土地改良区に財産を移管するということになっておりましたけれども、こういう災害下でありますので、先般申し上げてはおりますけれども、1年間その期間を延期をしております。

3月30日ですけれども、中小企業等事業継続支援金はコロナ給付金であります。中小企業で大変困っておられる企業に対して、その支援金を給付したということになります。それから、高齢者叙勲伝達式、久々にうれしい情報だったわけですが、旭日単光章として、上村新さん、それから上村通生さん、元議員ですが、両氏が旭日単光章を受章されたということで、伝達式を村長質で行っております。

それから、4月1日につきましては、職員の辞令交付式、それから新しい区長・区長代理の合同会議、そして村内小・中学校の先生方、代わられておりますので、その辞令交付式に参加をしたところであります。

4月3日、山江きこセンター竣工式、先ほど議長おっしゃいましたが、坂本町にあったきのこセンターが被災をしておりますので、その機能をですね、山江村に持って来られたということでありました。その竣工式があったということでもあります。

4月4日でありますけれども、山江村消防団の表彰式としております。これは、今年は消防出初式がありませんでしたので、長年勤められた消防団員の方の表彰式を行えておりませんでした。その消防団の表彰式を団員の皆様方、体育館にお集まりいただきながら行ったということでもあります。

4月5日でありますけれども、災害応援自治体のお礼挨拶といたしております。これは、山江村の災害復興の計画書が出来上がったということもありまして、発災以来ですね、職員の派遣、また給水車、それからオートバイをはじめ、もろもろの物品等もですね、関係市町村から応援を頂いております。そのお礼に向かったということでもあります。4月5日は南関町、熊本市、これは給水車でありますけども、嘉島町、それから益城町のほうに総務課長とともに出向き、それぞれ市町村長に会ってお礼を申し上げたということでもあります。

4月6日から7日は、新過疎法に係る国会議員・各省庁会議としておりますけれども、これは議員の皆様方も大変お世話になりましたが、過疎法の制定について、3月に国会を通ったということでもあります。山江村は無事、過疎の町村に残ることができたと、残ることができたというか、そのまま指定を受けたということでもあります。これにつきまして、以前から関係の国会議員、過疎対策委員長もだったんですけれども、それから総務省の事務次官をはじめ、担当の職員にいろんなお願いをしておりましたので、そのお礼を含めて協議に行ったということでもあります。事務局の熊本県町村会、それから今回抜けることでした南関と甲佐町、それから山江村、そして熊本県議会議員からも一緒に随行をいただいていたということでもあります。

それから、4月8日でありますけれども、災害の自治体のお礼挨拶として、水上とあさぎり町（ちょう）、あさぎり町（まち）ですね、のほうに出向きました。

9日は、山田小学校と山江中学校の入学式、来賓を代表させてもらいながら出席してきたということでもあります。

それから、4月12日は保留牛の奨励交付金と山江村災害復興計画が出来上がりましたので、熊本県知事に報告をいたしております。県庁の知事応接室で行っているところでもあります。

それから、4月14日につきましては、災害応援自治体のお礼挨拶として、宇土市、御船町、美里町、甲佐町のほうに出向いております。あとですね、発災以来、岡山県から本当にたくさんの方、100名を超える方がですね、延べ来て、避難所の運営にあたっておられますし、神奈川県鎌倉町からは200万を超える多額の寄附も行ってあります。それぞれ、県並びに市で、山江村担当としてその行動を起こされたということでもあります。従いまして、お礼に行こうとしていたわけですが、ご案内のとおり、コロナ禍でもう動けませんでしたので、その県と市が残っているという状況であります。

それから、4月15日ではありますが、くま川鉄道の臨時取締役会であります。これは、災害復旧についての取り組みであります。後ほど、これも申し上げます。それから、球磨郡体育協会の監査と理事会を開催しました。郡体協のほうにつきましては、総会をですね、書面決議としておりますけれども、各種目団体ともですね、実施するというような方向で現在動いております。ただ、6月にどうしても開催する競技、または柔道と相撲というような体を密着させるような競技についてはですね、中止を早々と決めた種目もございます。

次に、16日は事務の打ち合わせであります。例年行っております関係各課と私との事務の協議、事業の打ち合わせを行った、この日から行ったということでもあります。16日は、消防団の新旧幹部会議、それから薬草部会の総会にも出席しております。

19日ではありますが、(株)藤田の寄附式典には、これが熊本、失礼しました、人吉市と熊本県に、これで最後ということではありますが、寄附式が行われました。町村会長として出席をさせてもらっております。その後、球磨川リバイバルトレイルの4市町村打ち合わせとしておりましたが、これは5月下旬に開催を予定でした。要するに、水上村をスタートして五木村、それから山江村、そして八代市の八代港まで165キロを完走するというですね、大会でありました。600名近い方が全国から集まってくるということでありましたけれども、ご案内のとおりで開催できる状況ではありませんので、来年に延期をさせてもらうというようなことで、4市町村長が打ち合わせをしたところでございます。

それから、4月22日ではありますが、法務大臣感謝状伝達式として中村智代正さん、長年、人権擁護委員としてご活躍でございました。法務大臣から、それから山江村から、その感謝状を伝達させてもらったということでございます。

それから、4月22日から山江村新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました。これは、山江村から感染者の方出られたということで行ったということでもあります。

引き続き、23日も同じく新型インフルエンザ等対策本部会、コロナ対策本部会議であります。これにつきましては、県のほうがまん延を、まん延防止等重点措置を県内全域に独自でかぶせてくれましたので、それを受けての会議をしていたということです。

4月24日は八代復興事務所の開所式で、特に球磨村、八代から球磨村にかけての復興につきましてですね、とにかく早期に完了するというようなことでの事務所が設置されております。

それから、27日は山江村の畜霊祭でございました。

それから、4月28日は山江村の体育協会の理事会を開催し、総会につきましては、書面決議をさせていただくということに決定しております。

それから、5月7日、山江村情報化推進委員の委嘱状交付としておりますが、これは各地域にタブレットをですね、情報化推進員の方にお渡しをしております。通信機能も持っておりますので、その場で写真を写して、そのまま役場のほうにいろんな情報を寄せていただくということです。これは、今まで「ガードレールがここにはないんですよ」とかですね、いろんな各地域のイベントの情報も寄せられていたんですが、特に昨年大きな災害を経験して、情報が全く入らなかった、またこちらにも動けなかったというようなこともございました。そういう教訓を生かしながら、ぜひ情報化推進委員の方には、そういう場合にはですね、いろんな川の情報、また道路の情報、また被災の情報等を寄せていただきたいと改めてお願いをしたところでもあります。

それから、5月12日が日本郵政との包括連携協定といたしております。これは、県南の各市町村長と郵便局がですね、いろんなできること、特に福祉の面では高齢者見守り等もありますし、郵便局の持っているチャンネルを利用して、物産の販売もありますし、県のほうも入っていただきながらですね、合同調印式を行ったということでもあります。

それから、同じく5月12日ではありますが、くま川鉄道の取締役会としております。これについてはですね、後で一般質問も明日ありますので、その中でも詳しく述べますけれども、現在、災害の復旧工事が行われております。これは、多額の費用が発生してするということになりますけれども、これについては、今回の議会でも190万、山江村は予算をあげておりますけれども、国のほうが2分の1です、災害復旧工事。県のほうが4分の1です。残り4分の1を市町村で負担するということになります。山江村負担分は経営安定化割として、従前の負担割合を適用し、190万ということになります。ただし、この190万といいますか、の中で97.5%がですね、別に国のほうが交付金として負担するということになっております。

それから、もう一点ですね、くま川鉄道の今後のやり方でありませけれども、運行のやり方でありませが、上下分離方式とした運営のやり方に変わっていきませ。いわゆる、「上」といわれる経営上については、くま川鉄道が経営しているんな列車の運行をやっていくということでありませし、下部のいわゆる固定資産税に関わる、固定資産に関わる部分ですね、税じゃなくて、撤去とか線路とかという部分については、市町村で管理をするということになりました。

それを条件で、国のほうの補助金が交付されるというようなことになるわけでありませが、ただ、下部についてはですね、上下の「下」については、従前どおり、経営安定化割でその負担金を決めると、負担金をそれぞれ出すということでありませけれども、「上」のものについては、やり方を変えようというふうになっておりませ。高校生割あたりを導入しようということになっておりませが、そうなりませと、山江村の負担がですね、150%増加するということになりませし、全く高校生が乗車しない五木に対してもその負担金が上昇するという、へんてこなといひませか、ちょっと皆さん方、納得できるような負担割でなかつたということもあり、私、異議を唱えておりませ。しっかり、その付近のところも、もちろん山江村、線路もありませんし、駅舎もありませので、しっかり考えてもらいたいというふうに言っておりませ。また、予算も、先にはですね、計上しなくちゃいけませので、その経緯については、詳しくまた全員協議会、また村民の方々においてもですね、報告をさせていただきたいと思ひませ。

それから、5月13日でありませけれども、職員研修で私ちょっと時間をもらひませして、話をさせてもらつたということでありませ。特に、今回の災害を受けながら、いわゆる自助・共助・公助とありませけれども、役場がやるような、役場がやる公助だけでは災害に対応できなかつたという教訓の中に、いかに自分の命は自分で守るといふ自助の部分ですね、それから、しっかり周り近所でそういう有事の際には支え合うといふ共助の部分を、まず、自助・共助・公助がしっかり回らないと、災害には対応できないといふような話を具体的事例を踏まえてですね、お話をさせてもらつたということでありませ。

5月16日、山江中学校の体育大会でありませました。途中から雨が降ってまいりませして、雨の中での体育大会ということで、生徒たちには非常に大変な大会と思つたわけでありませが、逆に非常に雨の中の大会で子どもたちも元気にですね、体育祭をしながら、思い出に残る体育大会になつたのではないかというふうに考えませ。

それから、5月19日、もう既に5月15日にはですね、梅雨入りをしておりませけれども、出水期に備える球磨川流域の連絡会議として、リモートによる、要するにWebによる会議が行われておりませ。

それから、21日が山江村商工会の定期総会であります。

それから、5月22日、田んぼダムの堰板設置式典、これは熊本県知事あたりも出席しながら、人吉市のほうで行われたということでもあります。私も、町村会長として参加をさせていただきました。

5月23日は、晴天に恵まれた山田小学校の運動会、そして万江小学校の運動会が行われ、参加をしております。

それから、5月24日、球磨地域防災会議がございました。これは、山江村の体育館でWeb会議方式で行われたということでもあります。出水期、既に入っております。非常に、どこの町村もまたいろんな課題もありますので、その現場の職員の方々の打ち合わせ会、防災会議が行われたということでもあります。

それから、春の叙勲伝達式、これは松本佳久さんが旭日双光章を受けられたということでもあります。本来なら、県のほうから、知事のほうから伝達が行われるわけですが、コロナ禍によりまして、私のほうから村長室でその伝達式を行わせていただきました。

その後、村内の現地調査としております。実は5月20日の日にはもう既にですね、高齢者等避難の情報を発出しておりました。その出水に伴いまして、災害が出ていたというようなことでもありますから、その災害の調査並びにその復旧工事の状況あたりを村内全域を視察させていただいた、視察して回ったということでもあります。

5月26日につきましては、議会運営委員会、それから緑の少年団の結団式にも参加しております。

そして、5月31日でありますけれども、山江村防災連絡会議が開催され、今、5月15日にですね、梅雨入りしたということでもありますけれども、梅雨入りは早く入ったから、早く上がるということではなく、7月の中旬までしっかり続きます。また、その梅雨が終わった後もですね、豪雨災害、いつも悩まされておりますし、その後は台風等の災害にも、台風シーズンにも入るというようなことでもありますから、しっかりその間、緊張感を持ってその災害対応にあたる、また各地域にはですね、住民の安全確保について、しっかりと協議をしていただくということをお願い申して、そういう打ち合わせをしたということもございます。

それから、6月2日、球磨川流域治水協議会。これは、要するに緑の流域治水の件でありますけれども、Web会議におきまして行われたということでもあります。

それから、6月3日、人吉球磨能力開発センターの理事会と総会が行われたということではありますが、実はこの職業訓練校と言っておりました、現在、人吉球磨能力開発センターでありますけれども、関係企業の方が利用をされている状況ではあ

りますけれども、随分少なくなっていて、数年前はですね、経営的に非常に苦しいという時期もありました。それを踏まえながらも、今回ですね、人吉市のほうから、土地は人吉市の所有であります。県が持っていた施設を人吉球磨の市町村が贈与していくということでもありますけれども、人吉市の計画の中でですね、その土地に、人吉球磨能力開発センター自体を取り壊して、人吉の災害復興住宅を造りたいと。120戸の方々を受け入れたいというような話がありました。

じゃ、人吉球磨能力開発センターどうするかということでもありますけれども、球磨郡内にそういう適当な施設があるかどうかということ、それから先ほど言いましたとおり、能力開発センター、たくさんの方が来られて経営的に安定してるとは言い難い部分もありますので、将来のことを考えますと廃止ということも、いわゆる廃校ということも視野に入れながら、今後、人吉市の経済部が中心となり協議を進めていくというようなことになっております。

それから、同じ3日は、人吉球磨管内主要事業説明会があったわけでありまして。振興局の幹部の職員の方々と市町村長との意見交換会ですが、コロナウイルス対策について意見交換がなされております。

それから、6月8日、ICT全国市長サミットがオンラインで、私、参加をいたしました。10月15日、山江村におきまして、全国の地域サミットを開催することになっておりますので、そのPRを含めて、私、事例発表をさせていただいたということでもあります。

から、6月6日、山江村の仮設団地がございますけれども、村内一斉の清掃の日でありましたけれども、仮設団地におきましても、皆さんで清掃活動を行ったということでもあります。私も参加をしまして、なかなかコロナ禍で皆さん顔を合わせる機会がないということでもありますけれども、よきコミュニティーの場であったんじゃないかなろうかというふうに考えました。

以上、申し上げまして挨拶に代えさせていただきますが、本日の村長提案の議案につきましては、報告案件が1件、専決処分の承認案件が10件、同意案件が1件、条例の一部改正案件が1件、令和3年度の補正予算が3件、合計の16件でございます。どうぞ、慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、報告第1号、令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第1号についてご説明を申し上げます。令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。令和2年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。令和3年6月9日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

提案理由であります。繰越明許費については地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。別表に繰越計算書がありますけれども、これにつきましては総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、報告第1号について説明いたします。

2枚目、別表の資料をご覧ください。令和2年度山江村繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。これにつきましては、大きく分けると、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金関連が7件、それから昨年7月豪雨災害復旧関係が6件、その他治山事業の1件、合わせて14事業でございます。

内容につきましては、まず農林水産業費、農業用ドローン購入事業、繰越額が246万2,000円でございます。同じくJAくま茶工場施設整備事業、繰越額18万9,000円、次に商工費、地域振興券発行事業、繰越3,606万円、同じくウェルカムキャンペーン事業、繰越額1,020万8,000円、同じく山江温泉「ほたる」間仕切り設置事業、繰越額140万円、それから同じく丸岡公園野営場等整備事業、繰越額が237万6,000円、次に土木費、緊急浚渫推進事業、繰越額1,642万6,000円、次に教育費、学生等就学支援給付金事業、繰越額190万円、次に災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、通常、繰越額9億7,737万3,000円、同じく公共土木施設災害復旧事業、これは関連です、繰越額3,500万円、同じく農地等災害復旧事業、現年災、繰越額8,713万2,000円、同じく強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、繰越額1,821万8,000円、同じく林業施設災害復旧事業、繰越額2,500万円、それから同じく登木治山事業、繰越額622万6,000円で、繰越額の合計が12億1,997万円となるところでございます。なお、財源内訳につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第6 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江

村一般会計補正予算（第13号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第2号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、村税等が令和3年3月末日に確定をしたために、令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号）を専決処分させていただいたものでございます。

開けていただきますと、専第2号でございます。専決処分書、地方自治法109条第1項の規定により、令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり専決処分としたものでございます。専決処分日が、令和3年3月31日としております。山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第2号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものについて説明いたします。

1、村税、確定いたしました村民税など208万9,000円を増額するものです。3、利子割交付金から7の環境性能割交付金につきましては、決定されました交付金の補正額を計上しております。14、国庫支出金、実績に伴います衛生費国庫補助金など878万8,000円を減額するものです。15、県支出金、民生費及び農林水産業県補助金など実績による1,053万8,000円を減額するものです。

2 ページをご覧ください。16、財産歳入、災害によりまして流木、素材生産が見込まれなかった財産売払収入など606万8,000円を減額するものです。17、寄附金、災害見舞金154万円を増額するものです。20、諸収入、地域公共交通フィーダー補助及び職員派遣負担金などの実績額353万3,000円を増額するものです。21、村債、林業施設災害復旧費債、それから環境整備費債など、実績に伴います地方債で3,670万を減額しまして、歳入合計、補正前の額から補正額5,470万9,000円を減額しまして、60億796万9,000円とす

るものでございます。

3ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、人件費など実施に伴う不用額1,111万1,000円を減額するものです。3、民生費、こちらも同じく人件費及び事業支出に伴います不用額2,551万1,000円を減額するものです。4、衛生費、災害環境整備など実績に伴います不用額3,726万6,000円を減額するものです。5、農林水産業費、各事業の実施に伴います実績の不用額1,502万6,000円を減額するものです。6、商工費、事業継続支援など実績に伴います不用額581万2,000円を減額するものです。土木費、単県事業の未実施に伴います負担金の不用額など917万6,000円を減額するものです。9、教育費、事務に係ります人件費、委託料など事業実績に伴う不用額1,924万3,000円を減額するものです。

4ページをご覧ください。10、災害復旧費、実施によります機械使用料及び査定による林業施設復旧委託料などの不用額2,074万4,000円を減額するものです。12、予備費9,141万4,000円を追加しまして、歳出合計、補正前の額から補正額5,470万9,000円を減額しまして、60億796万9,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、公共土木施設災害復旧費債、補正前の限度額2,240万円を補正後の限度額2,530万円、次、公共施設災害復旧費債、補正前の限度額1,070万円を補正後の限度額1,080万円、次に学校施設災害復旧費債、補正前の限度額550万円を補正後の限度額560万円としまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第7 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和3年6月9日、本

日提出でございます。

提案理由でございますが、国民健康保険税等が令和3年3月末日に確定をいたしております。それに伴いまして、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号）を専決処分をさせていただいたものでございます。

開けていただきますと、専第3号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号）を別紙のとおり、専決処分するとしたものでございます。令和3年3月31日に専決処分をさせていただいております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明を申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、専第3号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、国民健康保険税につきましては、収納額確定によります800万2,000円の減額でございます。款6、県支出金につきましては、331万2,000円減額するものでありまして、普通交付金及び特別調整交付金交付決定によるものでございます。款11、諸収入につきましては、療養報酬の返還金及び第三者行為損害賠償金の納入によります225万円を増額するものでございます。歳入合計、補正前の額から983万円を減額しまして、4億7,679万3,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、療養諸費及び高額療養費等の給付実績によりまして、861万7,000円減額するものでございます。款6、保健事業費につきましては、人件費及び特定健康診査委託料等保険事業関係の実績に伴うものでありまして、208万1,000円減額するものでございます。款10、予備費を200万8,000円増額するものでございます。歳出合計、補正前の額から983万円を減額しまして、4億7,679万3,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第8 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第4号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、水道施設運営費等が令和3年3月末日に確定をいたしております。それに伴いまして、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号）を専決処分させていただいたというものでございます。

開けていただきますと、専第4号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分としたものでございます。令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

内容につきましては、建設課長が説明します。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、専第4号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、旧村債、村債を230万円減額しまして、歳入合計を補正前の額から230万円減額し、2億1,169万5,000円とするものでございます。

2 ページ目を開きください。歳出、2、簡易水道事業費、光熱水費等を149万1,000円減額、交際費11万1,000円減額、5、予備費59万円減額、6、災害復旧費、工事請負費等を10万8,000円減額しまして、歳出合計を補正前の額から230万円減額し、2億1,169万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第9 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第5号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和3年6月9日提出でございます。

提案理由ですが、各農業集落排水施設管理費等が令和3年3月末日に確定したため、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号）を専決処分したものでございます。

専第5号でございます。1枚開けていただくと出てきます。専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和3年3月31日に専決処分しております。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、専第5号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、2、使用料及び手数料、こちらを1万7,000円減額、7、村債を20万円減額しまして、歳入合計を補正前の額から21万7,000円減額し、1億7,304万6,000円とするものでございます。

2 ページ目を開きください。歳出、2、農業集落排水事業費、光熱水費等を108万1,000円減額、予備費を86万4,000円増額しまして、歳出合計を補正前の額から21万7,000円減額し、1億7,304万6,000円とするものでございます。

以上、説明終わります。

-----○-----

日程第10 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第10、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第6号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和3年6月9日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護給付費負担金等が令和3年3月末日に確定したために、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）を専決処分したというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第6号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(中竹耕一郎君) 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長(迫田教文君) それでは、専第6号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものにつきまして説明いたします。居宅介護サービス給付費等の実績による交付決定に伴いまして、款3、国庫支出金を1,051万3,000円、款4、支払基金交付金357万円、款5、県支出金を126万8,000円をそれぞれ減額するものでございまして、歳入合計、補正前の額から1,524万8,000円を減額しまして、4億6,102万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして1,590万円を減額するものでございます。款4、地域支援事業費につきましては、介護予防生活支援に伴う委託料及び一般介護予防事業委託料の実績によりまして、131万円を減額するものでございます。款8、予備費を302万8,000円を増額するものでございます。歳出合計、補正前の額から1,524万8,000円を減額しまして、4億6,102万4,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第11 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第3号))

○議長(中竹耕一郎君) 日程第11、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて(令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第3号))を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 承認第7号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和3年6月9日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、後期高齢者医療保険料等が令和3年3月末日に確定を

したために、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を専決処分させていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専第7号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分とするものでございます。令和3年3月30日に専決処分させていただいております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、専第7号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものにつきまして説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、収納額確定によります93万7,000円を減額するものでございます。款3、繰入金、繰入金4万6,000円減額するものでありまして、事務費繰入金の確定によるものであります。歳入合計、補正前の額から101万5,000円を減額しまして、3,888万1,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金確定に伴います98万3,000円を減額するものでございます。款4、予備費を3万8,000円増額するものでございます。歳出合計、補正前の額から101万5,000円を減額しまして、3,888万1,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第12、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第8号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和3年6月9日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、ケーブルテレビ使用料等が令和3年3月末日に確定を

いたしましたために、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号）を専決処分させていただいたものでございます。

開けていただきますと、専第8号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和3年3月31日に専決処分させていただいております。

内容につきましては、企画調整課長が説明します。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、専第8号について説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、主なもののみ説明いたします。款2、使用料及び手数料1万5,000円を追加するものでありまして、光ケーブル使用料等の確定に伴う追加でございます。款5、諸収入3万円を減額するものでありまして、雑入の国税還付金、消費税等の実績による減額であります。歳入合計、補正前の額から1万6,000円を減額いたしまして、6,755万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございますが、主なもののみ説明をいたします。款1、総務費70万3,000円を減額するものでありまして、業務請負委託料等の減額でございます。款2、ケーブルテレビ事業費186万7,000円を減額するものでありまして、需用費、委託料、備品購入費等の減額であります。款4、予備費を283万8,000円追加いたしまして、歳出合計、補正前の額から1万6,000円を減額いたしまして、6,755万3,000円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ここでお諮りします。ここで、暫時休憩をしたいと思います。が、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど、発言の説明の中で、企画振興課長から発言の訂正の申し入れがありまし

たので許可します。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、訂正をさせていただきます。

専第8号につきまして、先ほど私が説明をいたしました2ページにつきましては、歳出のところを「歳入」ということで説明をいたしました。訂正いたしまして、お詫びいたします。

-----○-----

日程第13 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第9号についてご説明申し上げます。

以下、議案とですね、同様でありますので、提案理由のところまでは省略いたします。

提案理由であります。地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号等）が、令和3年4月1日から施行されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために専決処分させていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第9号でございます。専決処分書、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の制定により、別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和3年3月31日に専決処分をさせていただいております。

1枚開けていただきますと、山江村の税条例の一部を改正する条例でございますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっておりますけれども、これにつきましては、地方税法等の改正、いわゆる上位法の改正に伴います条例改正でございます。

主な内容としまして、村民税の非課税の算定に用いる扶養親族数で、国外居住親族の取り扱いの見直しが行われておりますし、特定一般用医療品購入に対する医療費控除の期間、また固定資産税の負担調整措置及び軽自動車取得に係る環境性能割の臨時的軽減期限の延長が行われております。それに、住宅借入金の特別控除の拡充・延長などの条例改正になっております。なお、施行日につきましては、令和3年4月1日を基準といたしまして、項目によって施行日が異なりますけれども、それぞれの項目の施行日につきましては、附則に記載してあるとおりでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第14 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第10号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることの内容については、同様であります。

提案理由でありますけれども、地方税法に基づく固定資産の価格に関する不服審査の手続き等が見直しをされたということに伴いまして、山江村固定資産評価委員会条例の一部を改正する必要があるために、専決処分させていただいたというものでございます。

専第10号でございます。専決処分書、山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の制定によりまして、別紙のとおり専決処分をさせていただいたというものでございます。令和3年3月31日に専決処分をいたしております。

内容であります、1枚開けていただきますと、山江村固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例でありますけれども、令和2年12月21日に令和3年度税制改正大綱が閣議決定されております。税の関係書類の押印義務が廃止となりましたので、これを受けて、山江村固定資産評価審査委員会条例で、固定資産価格に不服がある場合の申し出に対する押印義務を廃止するという条例改正でございます。なお、施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第15 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第11号でございます。

専決処分事項の承認を求めることについて、内容は同様であります。

提案理由でございますが、令和3年5月20日の大雨により、公共土木施設に被害を受けております。災害の復旧にあたり、緊急に予算措置する必要が生じたために、令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただいたというものでございます。

専第11号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり、専決処分するとしたものでございます。令和3年5月21日に専決処分させていただいております。

内容につきましては、総務課長のほうが説明を申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、専第11号について説明いたします。

補正予算書、第1号の1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、21、村債、公共土木施設災害復旧事業に伴います590万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額590万円を追加しまして、52億7,990万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、10、災害復旧費、災害復旧に係る設計委託料590万円を増額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額590万円を追加しまして、52億7,990万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。地方債補正、第2表。1、変更でございます。起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額5億5,590万円を補正後の限度額5億6,180万円としまして、起債の方法、利率、償還の方法については、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第16 同意第1号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、同意第1号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 同意第1号についてご説明を申し上げます。

山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてでございます。山江村固定資産評価員に次の者を選任したいので、同意を求めるというものでございます。令和3年6月9日、本日提出であります。「記」として表をあげておりますけれども、住所につきましては、山江村大字山田丁2392番地、氏名が平山辰

也、生年月日、昭和40年1月26日、就任年月日につきましては令和3年7月1日としております。

提案理由でございますが、平山辰也氏を適任者と認め選任したいので、提案するということでもありますけれども、これにつきましては、地方税法第404条第2項及び山江村税条例第76条の既定を受けまして、固定資産を適正に評価するために、固定資産評価員を議会の同意を得て選任すると規定をされております。今回、現評価員であります山口明氏の異動がありましたので、それに伴いまして、辞任届が提出されております。従いまして、新たに平山税務課長を固定資産評価員に選任したいということでもありますので、議会の同意を求めるものでございます。

-----○-----

日程第17 議案第34号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、議案第34号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり、制定するというものでございます。令和3年6月9日提出です。

提案理由ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険者の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについての通達によりまして、介護保険料の減免に伴い、条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がありますし、次のページには新旧対照表を掲載させてもらっておりますが、内容につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日が納期限の介護保険料につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少したということに伴い、生活が困窮している方の日常生活を維持するための生活支援として、介護保険料の減免についての特例措置が取られております。今回の改正は、令和3年度分の保険料の減免を行った場合についても、これまでとほぼ同様の減免基準により、国からの特別調整交付金による財政支援が行われるということでもありますし、保険料の減免について令和3年度末まで継続するとともに、主要な整備を行うために改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日か

ら適用するとしております。

-----○-----

日程第18 議案第35号 令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、議案第35号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）でございます。令和3年度山江村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところにするものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,992万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億982万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正につきましては、第2条、地方債の追加及び変更は「第2表、地方債補正」によるものでございます。令和3年6月9日提出といたしております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第35号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、主なものについて説明いたします。14、国庫支出金、公営住宅及び林業施設災害復旧に係ります国庫補助金などの増額でございまして、1億8,183万1,000円を増額するものです。15、県支出金、林業施設災害復旧に係ります県補助金など2,627万6,000円を増額するものです。20、諸収入、建物災害保険共済金など736万7,000円を増額するものです。21、村債、公共施設災害復旧に係ります災害復旧費債など1億1,140万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額3億2,992万8,000円を追加しまして、56億982万8,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。2、総務費、人事異動に伴います人件費及び公共施設総合管理計画の改定作業に伴います委託料など2,396万5,000円を増額するものです。4、衛生費、新型コロナウイルス接種に係る委託料など350万2,000円を増額するものです。5、農林水産業費、田んぼダム協力支援事業負担金など240万3,000円を増額するもので

す。6、商工費、管理センター改修工事に係ります設計委託料など910万7,000円を増額するものです。7、土木費、人事異動に伴います人件費など道路維持に係る委託料965万2,000円を増額するものです。9、教育費、新型コロナウイルス感染対応に係るスポーツ活性化委託料など133万5,000円を増額するものです。10、災害復旧費、公営住宅及び林業施設災害復旧に係ります災害復旧事業費など2億8,549万1,000円を増額するものです。

3ページをご覧ください。12、予備費448万円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額3億2,992万8,000円を追加しまして、56億982万8,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。地方債補正、第2表。追加でございます。起債の目的、公共施設等総合管理計画改定作業、限度額を400万円とするものです。次に、変更でございます。起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額5億6,180万円を補正後の限度額5億6,590万円、次に林業施設災害復旧事業、補正前の限度額5,520万円を補正後の限度額3,610万円、次に農業施設災害復旧事業、補正前の限度額100万円を補正後の限度額210万円、次に公共施設災害復旧事業、補正前の限度額490万円を補正後の限度額1億3,050万円とするものでございまして、追加及び変更の起債の方法、利率、償還の方法については、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第19 議案第36号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第36号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第36号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）でございます。令和3年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,430万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本

日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第36号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入につきまして説明いたします。款6、県支出金につきましては、令和3年度も引き続き新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する特例支援金、傷病手当金見込額によります特別調整交付金130万2,000円の増額でございます。歳入合計、補正前の額に130万2,000円を増額しまして、4億9,430万2,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に、傷病手当を支給するものでありまして、130万2,000円を増額するものでございます。歳出合計、補正前の額に130万2,000円を増額しまして、4億9,430万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第37号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第20、議案第37号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明を申し上げます。

令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）でございます。令和3年度山江村の簡易水道事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,934万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、6、繰入金、一般会計からの繰り入れとして234万9,000円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に234万9,000円を追加し、1億6,934万9,000円とするものでございます。

2 ページ目を開きください。歳出、1、総務費、人事異動に伴う人件費として234万9,000円を増額、2、簡易水道事業費、施設の修繕費として193万3,000円を増額、5、予備費を193万3,000円減額しまして、歳出合計、補正前の額に234万9,000円を追加し、1億6,934万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第21 発委第1号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第21、発委第1号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） 発委第1号。

令和3年6月9日

山江村議会議長 中竹耕一郎様

提出者 議会運営委員長
秋丸安弘

山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第3項第2号及び山江村議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案理由、標準町村議会会議規則の一部改正に伴うものであります。内容として、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、文言を具体化した名称とする者、また請願書における押印の緩和が主な改正であります。2枚目に改正する規則を、3枚目に新旧対照表を添付しております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

また、3月議会定例会以降、要望書が2件提出され議会へ届いております。この件については、事前にそれぞれ議員各位へ資料を配付しております。内容をご確認いただきますようお願いを申し上げます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、散会といたします。ありが

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時47分

第 2 号

6 月 1 0 日 (木)

令和3年第4回山江村議会6月定例会（第2号）

令和3年6月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長 新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長 松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、本日は6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますが、質問される議員におかれましては、有意義で建設的な質問をしていただきますよう要望をいたします。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、はじめに6番、横谷巡議員より、一つ、令和2年7月豪雨災害を教訓とした今後の対応について、2. 誰もが自分らしく生きられる男女共同参画の村づくりについて通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から通告に従い、一般質問を行います。

通告しています質問事項は、1点目が令和2年7月豪雨災害を教訓とした今後の災害対応について、2点目に誰もが自分らしく生きられる男女共同参画の村づくりについてであります。

今年の梅雨入りは、5月半ばと平年より早く、断続的に激しい雨が降る日が続き、豪雨災害への恐怖、不安を覚えた人も多いのではないかと思います。甚大な被害をもたらした昨年7月の豪雨災害では、幸いにも本村におきましては人命に関わるような事例は発生しませんでした。しかし、昨年の豪雨災害を振り返ると、命を守るための避難行動の適正な判断など、教訓とすべき改善点があるのではないのでしょうか。

そこで、以下、次の点について伺います。昨年の豪雨災害を振り返り、避難指示、避難行動等、命を守るための行動の教訓は今年度に生かされているか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 本日の一般質問でありますけれども、村政のですね、考え方、それから対応等については私のほうからお答えをさせていただきますし、具体的内容、それから数字等につきましては、担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、昨年の7月豪雨の教訓に伴う今後の対応ということでありまして、命を守るための避難行動とはどうするのかというような質問かと思っております。ご案内のとおり、昨年の豪雨災害を受けまして、山江村としてですね、その検証委員会、それからその検証に基づき、どのような行動をしていけばいいのかというような、またどうすることが必要なのかというような教訓をもとにですね、復旧・復興の計画を策定をしたということでありまして。

その計画の理念、コンセプトはですね、鎮山親水といたしました。要するに、水害というと川だけを見がちでありますけれども、実は山が崩れて大変な雨に遭うと、その土砂が中流部にたまって、その水が水かさが増したというようなこともあり、また避難される方々についてどのような行動をされてきたのかということもあります。いわゆるもっと森のほうを、要するに山のほうを鎮める必要があります。山の管理をする必要があるということと、役場の情報だけじゃなくてですね、常に水と親しみながら水の状況をそれぞれが考えていただきたいというようなことでもあります。

ある意味、復旧事業は進んでおりますけれども、復興のコンセプトでありますことについてはですね、六つの事業がありますけれども、それは村民相互のコミュニティーの創造といたしております。いわゆる住民参加により、今次水害を、昨年の豪雨災害を考えようというようなことにしております。

今回の教訓としてわかったのは、淡島の藤田商店前の県道が50メートルにわたって崩壊しました。必死にいろんな情報をわかり次第、呼びかけて避難をしてもらいましたけれども、役場の公助たる情報提供、また呼びかけだけではですね、足りないということがわかったわけで、水害、もちろん自分の命は自分で守るという大前提の中に、自助・共助の部分がないと、命を守るための避難行動にはつながらないということでもあります。

従いまして、そのコミュニティーをしっかりとりながら、自助と共助と公助がしっかりリンクし合うことにより、連携しあうことにより、自己治癒力の高い村づくりを、自己治癒力の高い防災・減災、それから命を守る行動、これをしようというようなことになっております。

もろもろとその具体的な政策、また取り組んでいることもありますけれども、総

務課長、また企画調整課長からその内容については説明をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、具体的なということでお答えいたします。

先ほど、村長からも話がありましたとおり、昨年の被害を受けまして、本村では復興計画を策定しまして取り組んでいるところでございます。その災害検証の中で被災された方の話から、「未明からの大雨で河川増水により、水位が急激に増加した」という意見がありました。

災害に対しての教訓としては、リアルな気象情報を入手し、大雨等により災害の恐れがある情報に対応し、避難については明るいうちの早めの避難を呼びかけるように周知をしているところでございます。その河川の水位情報につきましては、万江川の淡島地区、それから屋形地区に、水位計と監視カメラを県が設置しました。さらに、本村では、今年度、村内の危険箇所や被害状況など、パソコンやスマートフォンでも閲覧できますG空間情報システムを整備し、情報が入手できるように進めてまいりたいと思っているところでございます。

また、今年度は区長の交代もあっておりますので、地域の防災行政無線などの利用と合わせた地域の連絡網の体制などを確認していただくよう依頼をしております。また、併せて、防災行政無線の戸別受信機未設置世帯へも個別の通知を行いまして、設置の呼びかけを行っているところでございます。

先日の防災連絡会議においても、自分の取るべき行動としまして、マイ・タイムラインの防災行動計画の作成など区長さん方への研修会を開催しまして、地域住民への自助・共助への行動などをお願いしたところでございます。また、更新しました総合防災マップを活用し、地域の危険箇所、新たな水位の浸水想定区域など、自分たちの地域の実情を把握していただくよう、警戒区域等を新たに加えた冊子を村内の全世帯へ配布をいたしております。

自分の命は自分で守る行動、地域の実情を、情報のある防災マップの活用など、災害に備えた地域の自主防災組織の訓練等への依頼にも対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

昨年、7月豪雨災害においては、指定避難所及び福祉避難所等への避難総数は、最大で27世帯40名でありました。また、14世帯32名の方が、自主避難場所として友人宅や親戚の家、高台の近隣の家や空き家等への自主的な避難をされておられます。

このような状況において、山江村復興計画では豪雨災害を教訓に六つのプロジェ

クトに取り組むこととし、「災害にあわない家づくりプロジェクト」の一つであります住民参加によりますます取り組みを推進していくこととしております。特に、周辺に指定避難場所がない地域においては、空き家等を一時的に避難場所として活用するなど、実情に合った安全な避難場所として確保できないか検討していきたいというものでございます。

このような趣旨で、自主避難場所となり得る空き家等を含め、前回調査、平成26年度に調査を行っておりますけれども、調査から年数が経過しておりまして、だいぶ状況も変わっているようなため、現状把握として4月の26日から5月14日にかけて、村内全地区の空き家調査を再度行っております。

今回の調査では、空き家182戸、うち「住居可能であろう」が124戸、「不可能であろう」が58戸、崩壊等の危険度判定では「危険ではない」が127戸、「危険である」が55との判定結果が出ております。しかしながら、調査は外観のみの目視確認であるため、内部の詳細な状況は確認できておりません。「住居可能であろう」としております空き家につきましても、実際は住めないといったことも考えられます。今後は、調査の結果をもとに、防災担当課より自主避難場所としての活用できるか、所有者等から確認し、連絡を取りながら避難対応策について取り組んでいくものと思っております。

また、平成29年度より、山江村情報化推進員を各行政区に1名ずつ委嘱しております。推進員は、ICTを活用しまして各地区内のいろいろな情報提供をはじめ、各機関等とですね、連携をしながら地域の情報員としての活動を行ってまいります。特に、昨年は被災状況の写真等を随時情報提供いただくなど、現場の状況、今が伝わり、状況把握等や迅速な対応に役立っております。

今後も、情報化推進等の研修をですね、また行いながら、災害等時における対応についても情報共有を強化し、推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 復興コンセプト、また教訓としての事前対応等、今取り組んでいることを説明をしていただきました。

今年先ほど言いましたように、梅雨入りが早く、例えば5月20日には大雨洪水警報発令による高齢者等避難と、それから避難所開設がされました。同26日、6月3日においても、同様の対応を取られたと。このことは、昨年の豪雨災害の教訓を生かされた評価すべき私は対応だったというふうに思っております。また、広報「やまえ」6月号においても、「豪雨災害の経験を教訓に学び、備える」という特集が掲載されております。今後においてもですね、予想外の災害が考えられます

ので、早め、空振りでもいいと思います。先手の決断で命を守るための公助の対応をお願いしたいと思います。

次に、大きな災害を受けた万江地区住民の避難所の備えについては、今般、全戸に配布されました総合防災マップ、これ、全戸に配られていると思います。この中に、避難所のことが載っております。それを見たときに、避難所指定とか緊急避難指定場所、山田地区が15カ所の指定、万江地区はゼロであります。このことを見てですね、昨年の災害からもう約1年をたとうとしている現在、万江地区に指定の避難所がないということはゆゆしき事態であり、地域性からして早急に対応すべき課題であります。

そこでお尋ねをしたいと思いますのですが、昨年7月の非常時ともいえる豪雨災害を目の当たりにして、山沿いに河川という地形の地域性から、災害発生リスクの高い万江地区住民の避難方法、避難所の備えについては、やはり災害からの教訓として、指定避難場所等の設置についてのことを検討するなど、検討すべき点があったのではないかというふうに考えますが、この点についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員、ご指摘のとおりですね、万江地区には指定の避難所がないということでもあります。もともと指定避難所としておりましたけれども、現在なくなつたというのが正確な言い方であります。

と申しますのは、今まであった避難所についてはですね、今回、県の調査により、土砂崩壊のイエローゾーン、レッドゾーンに入っているということです。要するに、山崩れでその避難所が危険にさらされるという状況の中で、指定避難所としてできる公民館等がないということが判明し、今、指定避難所から外しているという状況であります。

従いまして、そのことに対してどうするかということですが、順序を立てて言いますと、3点あるかと思いますが、一点目は山田地区に避難をしていただくということになりますので、先ほど議員のほうから言われましたとおり、明るいうちですね、夜暗くなってから非常に避難しにくい、またどのような危険な状態にあるか見えにくいということがありますので、明るいうちに万江地区の方は特に避難できるように、高齢者避難情報等を出しているという状況であります。また、これは昨年からの教訓の一つでもございます。

そして、2番目はですね、自助・共助の中で、昨年はですね、柚木川内地域の人には「おーい、逃ぐっぞーっ」と呼びかけながら、その地域の高台にある空き家に逃げられました。そういう教訓を生かし、今、先ほど申しましたとおり、空き家を調査しながら、その所有者として、いざというときは避難所として活用させてもらえ

ないかというような相談をしていきたいと。何らかのインセンティブとといいますか、というのもその所有者には考えているところであります。

それから、三つ目であります。何とか万江地区に指定避難所を造らなくちゃいけないという課題があります。これは、議員の皆様方、また防災会議でもですね、私、触れておりますけれども、自然休養村管理センターがありますので、ここを何とか指定避難所としてまで昇格といいますか、になるような構造的、また防災的な工事ができないかと今考えているところであります。ご案内のとおり、自然休養村管理センター、万江小学校の体育館として使用されておりますし、地域の方々のコミュニティの拠点としてですね、活用されてきました。ただ、老朽化により、ほとんど雨漏りもしながら使えないという状況で、改造を余儀なくされております。従いまして、この自然休養村管理センターの改造に伴いましてですね、とりあえずその自然休養村管理センターを自主避難所として指定をし、さらには様々な条件をクリアしながら、指定避難所に昇格させることはできないかというような今検討をしているところであります。

その管理センターにつきましては、実は今回の新年度予算についてですね、その設計等の予算をあげさせてもらっておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思うところであります。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 普通に考えますと、万江地区の長い地形から考えると、上から大川内公民館、そして真ん中の屋形の多目的集会室、そして城内の自然休養村管理センターが一番指定避難所としてはいいかなというふうに思いますけれども、なかなか今予想外の災害ということで、整備を図らないと安全が確保できないという面もあります。

また、私も万江生まれですから、地域、万江地区特有の地形、集落の現状から、空き家の活用については、くれぐれも公的な避難所ということは注意してほしいと思います。やはり、空き家の活用をして避難所をした場合に危険も伴いますので、これは厳しい現状があるのかなというふうに思いますので、今、村長が言われたように、例えば、自然休養村管理センターは下のほうはコンクリートで1階部分は開いていますので、水が来ても流れると、2階部分については十分にやはり自主避難所としては役割を達するかなという思いがあります。そういう点も含めてですね、万江地区の人たちが安心して、災害のときに避難できる場所の対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、体の不自由な高齢者と弱者の避難誘導は、災害時、最も優先すべき課

題であります。高齢者の一人暮らし、要介護者、障がい者と弱者の避難誘導について、昨年度の状況と改善策について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、高齢者等の避難誘導でございますけれども、避難行動要支援者として取り扱っておりますけれども、対象として誘導を行いますけれども、これにつきましては、例年開催しております山江村の防災連絡会議で、その中の地域防災計画に基づきまして避難誘導を行うということで、家庭や地域の積極的な協力が必要になることから、日頃からの対象者の情報はそれぞれ健康福祉課のほうで把握をしているところでございます。

昨年度の状況ということでございますけれども、避難につきましては、本村の発令基準、昨年度は警戒レベル3相当で気象情報の注意報から警報へ切り替わる恐れのある状況、高齢者等避難、避難準備情報を発令し、さらに警報時、警報の発表ときには避難勧告を発令しまして、防災行政無線によりまして避難の呼びかけを行いました。

要支援者等の誘導につきましては、各地区及び消防団へも情報を提供しておりますので、昨年においては、役場から各区長さん、それから各分団長さんへも連絡を行いまして、直接避難誘導を取っていただくように電話をしたところでございます。その各地区においては、自主防災組織の中の活動で対応をしていただいたところでございます。

今後においてということでございますけれども、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、具体的な避難支援計画の策定が必要ということになります。そのためには、同居の家族や避難支援者、それからその他の避難支援者、それから地域住民の積極的な協力が必要となります。その避難計画をマニュアルとして、地域住民や関係機関との合同によります地域での自主防災組織での活動を呼びかけ、訓練等への実施も大切となるところでございます。さらに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、地域見守りネットワークによる安否確認や情報伝達体制の強化を図っていきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

社会福祉協議会では、山江村民生委員・児童委員協議会が実施主体となり、見守りネットワーク事業の対象者宅、主に独居高齢者を優先的に、平成28年度から命のバトン設置事業をしております。この命のバトンとは、緊急時に必要な医療情報を専用容器に入れ、冷蔵庫に保管し、迅速な救急活動及び避難行動に役立てるものであります。設置済みの自宅には、玄関のドアの内側と冷蔵庫のドアに目印のステ

ッカーが貼られてあります。

令和2年7月豪雨での課題といたしましては、避難が必要となった宅にも設置していましたが、避難時に命のバトンを持ち出された方はおられない状況でした。実際、避難された際、既往歴や薬の内容などの情報がなく、避難所先での対応に苦労があったと聞いております。

今後、社協と民生委員・児童委員協議会では、初回設置から5年を経過していることから、今年度新規設置や情報更新の訪問、消防署への情報提供、そして災害による避難時には必ず持ち出されるようパンフレット作成と説明を行い、非常時に生かせるよう検討されております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 各地区の弱者である避難行動支援者については、事前配布されていると。また、誘導等のマニュアル等もちゃんと対策ができているということです。社協とか、あるいは各地区関係者と連携を密にされて、避難誘導をお願いしていただきたいと思っております。

本村は、万江地域、山田地域と広域なため、山沿い、里沿いに住宅が点在し、土砂災害や浸水災害の危険度が高い集落もあれば、比較的、危険度が少ない安全地域も所在しています。こうした状況の中、災害時の避難指示は全域、地域別に発令されますが、住民一人一人が適切に判断行動し、避難すべき安全な場所へ自主避難をするという意識の向上の取り組みが重要だと思います。また、必要だと思います。この点についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まず、熊本県自体ですけれども、九州山地、それから九州山地の西側、そして東シナ海から暖かく湿った空気が冷えやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすいということで、昼間よりも夜間に強い雨が降るとされております。本村も、山間地においてはその影響を受けまして、特に梅雨時期に大雨が予想されているところでございます。

そのような中で、気象情報を的確に入手しまして、予想される災害に対応できるよう、発表される情報を早めに住民に防災行政無線、ケーブルテレビ等によりまして地周知をしまして、予想される災害など、様々な情報を伝え、それぞれ村民の方々が判断材料として情報を提供したいと思っております。

避難先においても、指定避難所、自主避難所、親戚、友人、知人宅などの安全な避難場所を日頃から確認していただくよう、明るい時間帯で早めの避難準備と避難開始を取っていただき、自分の命は自分で守る行動を取っていただく自助の心得、

それからまた自主防災組織など地域で協力し、地域防災マップなどを活用した危険箇所や避難経路、自主避難所など地域で認識をし、共有する共助の確認が必要とされているところでございます。

本村の復興計画の中からも、地域のコミュニティーを強くすることが自助となり、ひいては共助となり、危機意識を高めることとなりますので、今後も予想される大雨や集中豪雨については、一人一人が防災情報を確認しまして、予想される災害に遭わないような行動を取るような早めの避難意識が必要と思います。必要に応じまして、地域からの自主防災組織の訓練や研修など要請がありましたら、防災意識の向上に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 命を守るための行動は、行政の避難指示の対応行動が最も重要であります。自分の家、我が家の状況や地区の実情に応じた避難行動を自分で判断し、自分の命は自分で守るという意識を住民一人一人が持つことは重要ですが、そのことに通じて地区へと共有していくことが何よりも大切だと考えます。

再度、今、総務課長から説明しましたけれども、再度、この住民一人一人の意識から地区へ共有をしていくということへの取り組み、この点について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 冒頭、私のほうからも申しました、また何度か総務課、それから企画調整課長からも申し上げておりますとおり、今次災害というのが昨年の豪雨災害を受けて検証、それから計画を作る中において、いかに自助・共助の部分が大切かということを再認識しております。従いまして、復興計画、六つのプロジェクトがありますけれども、それはまさに自助・共助といいますか、地域のコミュニティーを強化していくというような事業だけあります。

例えばですね、今後、今度、森をつくる事業ということですが、今回、8月の夏休みを活用して、山田小学校が金剛小のほうに出向きまして、海の周りの清掃活動をしようとしておりますけれども、その学校のほうは地域コミュニティ協議会だったと思いますけれども、のほうに呼びかけてですね、その八代市の沿岸部の方々、要するに町内会長たち皆さん方でその情報を共有しながらやっという、そういう受け入れようと、と同時に、山江のほうに来まして、またその地域をあげてですね、森づくりをしようというような機運も盛り上がっております。ぜひ、そういう意味では、地域コミュニティーを強化していく、連携していくという意味ですね、その事業にも多くの村民の方々にも参加をしていただきたいというふうにも考えておりますし、そういう呼びかけも行っていきたいと思っております。

いずれに対しましても、災害、先ほど議員いわれましたとおり、役場、精一杯の

呼びかけはしますが、役場だけでは足りないということは、今次災害で検証されたところでもありますので、教訓を生かしまして、自助、自分の命は自分で守る、それから地域みんなでこの災害に備えるというようなことと連携しながらですね、災害についてはですね、まだまだ梅雨も続きます。7月、早く入れば早く終わるんじゃないかと、7月中旬まで梅雨はあるそうでありまして、梅雨が終わりましたも豪雨災害はありますし、また台風災害等も起きます。災害はないほうがいいわけでありましてけれども、必ず来るのも災害でありますので、緊張感を持ってしっかり対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ただいまの件について、なぜ再度お伺いしたかということ、やはり地区の動き、対応、この動きが最も重要であるからです。この点をしっかりと日頃からしとかなないと、いざ災害になったときに動きがないということになってくると、やっぱり事態も広がっていきますので、その点についてですね、再度伺ったところです。村長、総務課長がおっしゃったように、この自主避難、早期避難というのは、自助・公助、この行動が命を守るための行動に即つながります。地区には自主防災組織等もありますので、やはりこういうところをですね、しっかりと通じて村民の意識向上への取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、2点目の誰もが自分らしく生きられる男女共同参画の村づくりについてお尋ねをいたします。

男女共同参画の推進・実現に向けては、国を挙げて基本法を制定し、基本計画のもとに様々な取り組みが展開されています。そもそも、男女共同参画社会は、女性も男性も互いに人権を尊重し、喜びも責任もわかち合い、性別に捉われることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を目指そうとするもので、男女平等、人権の尊重を擁護し、雇用の機会均等、女性に対する暴力の排除などを掲げているものであります。

しかしながら、現実には厳しいものがあり、2021年世界経済フォーラムが発表した男女平等の度合いを示すジェンダーギャップ指数では、日本の順位は156カ国中120位、先進国では最下位であります。今、ジェンダーという横文字を使いましたが、このことは生まれながらにしての男女の性別の意味ではなく、社会的・文化的につくられた性別のことを言います。よって、ジェンダー平等を実現しようという流れが、今、世界中に広まりを見せています。

日本においては、歴史的につくられた男尊女卑や女性蔑視の差別思想は深く存在しており、東京オリンピック組織委員会の前会長の女性蔑視発言は、国内外から厳しい批判を受けたところでもあります。このように考える人がいるのも事実であり、

今、日本ではこれまでになく、男女共同参画に大きな注目が集まっています。

そこで、以下、次の点について伺います。山江村における男女共同参画の推進と女性の社会的地位の向上に向けた取り組みについて村長の見解を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

この男女共同参画社会のですね、基本計画を本年度作ったばかりであります。従いまして、その基本計画の指針等を担当課長のほうから答弁させまして、その後、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

今回、山江村第3期男女共同参画基本計画を令和3年3月に策定いたしました。令和2年度に実施した村民意識調査の結果においては、依然として社会における性別による固定的役割分担意識や慣行など、男女共同参画社会を形成する上での課題が多く残されていることが明らかになりました。また、女性の方が委員等の役を受けやすい環境づくりのため、今後も男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の推進などに取り組んでいきたいと考えております。

村としましては、政治分野に限らず、まずは村政に女性のご意見がもっと反映されるよう、各種審議会の女性の比率を向上させるため、今後も法的な領域にもっと参画できるように働きかけ、啓発活動、環境整備、人材育成等の課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ただいま、課長のほうからですね、山江村の第3期男女共同参画の基本計画の中身について、こういうことを定めておりますというようなことを答弁させてもらいました。議員言われました、そのジェンダーに関わる議論はですね、いろんなことがされておまして、協議会では危うくといいますか、ジェンダーの捉え方を全く男女平等、性差ないというようなことで、同じ教室で男子も女子も着替えさせるなどですね、行き過ぎたことも起こっておりますね、またそのことがこのジェンダーに対する考え方といいますか、議論が起きているということでもあります。

そういうことに、議論は置いておいてですね、本当に肝は男女の性別に関わりなく、その個性ですね、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるような社会を築いていくということが望まれているわけでありまして。じゃあ、現実はどうなっているかという、女性であるがゆえにですね、正当な評価がされない、いわ

ゆる要職に就けないというようなことが起きておりますし、もう一点、不当な扱いを受ける、給与の格差あたりは男性の相対性賃金はですね、大体男の7割から8割の賃金を受けているという調査結果もあるようでありまして、そのような正当な評価がなぜなされないのか、なぜ不当な扱いを受けるのかということがですね、それを解消することが男女共同参画の入り口だというふうに考えておるところです。

ただ、現実はなかなか難しいということもありますが、山江村においても非常に意識しながら、委員の登用あたりをしております。ので、数値目標は40%と掲げてありますが、なかなか、今まだまだ行き着かないということでもありますから、しっかりその点を女性の登用をやっている。女性の登用によってですね、何を目的とするかということがありますが、いろんな行政、それから政治、そして社会的なですね、考え方を学んでもらうという場でもあります。いろんな経験をしてもらう場であろうかと思えます。これは、もちろん女性だけではなく、若者にもぜひそのような委員としての登用といいますか、委任をしていきたいと思っているところでもあります。

それから、もう一方、私の立場からすると、管理職の扱いがございます。私ですね、平成の村長になって10年代に、ある女性に「課長をやってみませんか」というふうなことを申し上げましたところ、きっぱりと断られた。「私にはそういう重責はできません」という答えでありました。なぜそういう答えになるかという、やはり経験だというふうに考えております。どちらかという、社会一般でも男は職場、女性は家庭というのがありますが、山江村も職場においてもですね、現場は男性、事務は女性というような考え方があるのも事実であります。

職員の数をみてみますと、私が役場に入庁した当時は60人中一桁台だったと思います、女性の数はですね。8人か9人の方だったと思いますが、現在は63名中22名の女性職員、34.9%になります。会計年度任用職員も、職員と同じような責任を負うわけですけれども、これを合わせますと103名中ですね、51名が女性であります。雇用率にしますと49.5。半分以上が女性ということでありまして、そういうたくさんおられるというようなこともありますが、現在、しかもですね、13名中5名おるわけでありまして、そのいろんな経験をしていただく。例えば、建設課には女性職員いません。ただ、いろんな現場のですね、職場においても、農業のほうにおいても、農政においても、また今回の復興事業においても、女性主幹がおりますし、そういう経験をしてもらいながら、いろんな要職になった場合、その能力を十分にですね、発揮できるような体制は取っていかなくちゃいけないというふうに考えているところでもあります。

選挙におきまして、山江村で初めての女性議員が誕生いたしました。今まで、

二人の方がですね、挑戦されたがその願いがかなわなかったということでもあります。選挙につきましても、実はその家庭での、ご主人をはじめとする家族のですね、やっぱり理解がないとなかなかそういうのは、議員に立候補するというようなことができないと思いますし、また当選するというのは、地域村民の理解がないとできないと思いますので、随分と意識もですね、徐々にではあります、変わってきているのではなかろうかと思っております。

大きく申しますと、日本の総理大臣も女性総理を望むような声があります。ただ、しっかりとしたその能力を発揮できるような方ではないと、ご本人も苦労されますし、国民も不幸であろうかと思っております。従いまして、将来、女性村長も出てこようかと思っておりますが、いろんな経験をされる中においてですね、その能力を培われ、この村政のかじ取りをされるということが望まれるんだろうと思っております。

今、小・中学校の運動会、体育祭あたりに行ってみますと、女性の応援団長がたくさん出てきておられるわけでありまして。まさに、いろんな経験をですね、昔は応援団長は男性のポジションというふうに考えられていたのが、女性も堂々とですね、応援団長をしている姿を見ると、大変頼もしく思っておりますし、いい経験をされながらですね、今後成長されていくんだろうなと思っております。

いずれにしても、女性であるがゆえに、正当な評価をしっかりとされないということもなく、不当な扱いを受けるということもなくすることを基本に、職員におきましても、また村民の方々の委員登用におきましても、いろんな経験をさせていただけるような措置を取っていければと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 山江村の総合振興計画書の中にですね、女性の登用を、村長が言いましたように40%を目標にするというふうにあります。現在における審議会等の女性委員の登用率、それとやはり啓発活動をしていく必要があるんじゃないかという思いがあります。その点について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、現在の登用の状況ということでございますけれども、本村における審議会の女性登用の現状については、11の審議会に総委員数は106名です。そのうち女性委員は27名ということで、女性比率25.5%ということでございます。

それから、行政においても、先ほど村長が申しましたけれども、課長職は現在いないということで、今後は意識も徐々に変わってくるということでございますので、女性の委員については、さらにですね、登用の参画を求めまして、行政職員におき

ましては、上級や管理職への基礎の知識などの研修会へ参加を促し、経験を積んでもらいまして、課長職、管理職への登用を進めたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 男女共同参画について質問している私も、果たして男女共同参画、家庭でもですけども、男の役割、女性の役割、十分に理解し勉強しているのかというと、自信がありません。でも、この世の中には男性と女性しかいませんので、そのお互いの対等な立場として、やはり性別を問わずですね、やはり人権尊重とか思いやりとかいろんな分野で、男女共同参画社会の実現を図っていくことが大事な事かなというふうにつくづく思います。村におきましてはですね、今後あらゆる機会を捉えて、この男女平等、人権擁護、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動をお願いしたいと思います。

次は、学校における男女共同参画の教育実践、学習状況についてお尋ねをいたします。

小・中学校で、男の子だから、女の子だからといった性別に捉われず、男女が互いに対等にパートナーとして男女の差別感を融和し、尊重し合いながら生きていくためにはどうすればいいのか。また、性別によって役割を決めてしまうことなく、個性と能力を十分に発揮しながら、一人一人の多様な生き方を認め合い、人権意識を高めていくためにはどうすればいいのか。学校教育の果たす役割は、大変重要だと考えます。小・中学校における男女共同参画についての教育実践、学習状況について教育長にお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思います。

学校におきましてはですね、男女共同参画教育ということで、これは学校教育活動全体を通して行うというのが基本でございますので、そういう形で行っているということでございます。

その中で、男女が互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮できますように、男女共同参画の意識の醸成ということを図っているというところでございます。その中でですね、人権の尊重、あるいは男女平等、それから相互理解、協力、このことにつきまして、各学年の発達段階に応じてですね、指導の充実を図っているというところでございます。

日々の授業では、もちろん指導を行っておりますが、人権集会というのもございます。そういうのを通して、人権意識の高揚、それから男女別の職業観に捉われず、本人の特性、希望に応じたキャリア教育、こういうのも推進をしているというところ

ろでございます。いずれにしましても、あらゆる教育活動を通して、そういう男女共同参画の理念ですね、そういうのをしっかりと理解させる指導を行っております。

そういうところから、先ほど村長が申しあげましたように、いろんな場面でリーダーとしてですね、女性の子どもたちがですね、活躍しているというような状況でございます。このような活動を通しまして、自分の個性を大切に、互いを思いやり、男女をよきパートナーとしてお互いを村長し合い、性別に関係なく様々な生活場面で一人一人の個性や能力を発揮できる社会の実現を目指した教育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 子どもたちが未来をつくれます。子どもたちが、今後、様々な活動の場で、そして社会人になってからも性別に捉われず、自分らしさを大切に、人権意識に根差した生き方ができるような学習の教育実践をお願いできたらというふうに思います。

終わりに、コロナワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染が早期に収束しますこと、災害復旧が順調に進み、本年大きな災害が発生しないこと、そして真に本村における男女共同参画社会が進むことを願いながら、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りをいたします。ここで感染予防のことがありますので、暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時5分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1. 消防団員の処遇改善について、2. くま川鉄道について通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。よろしく申し上げます。

本日の質問内容は、ただいま議長からありましたように、1. 消防団員の処遇改善について、2. くま川鉄道についての2点であります。

まず、消防団員の処遇改善についてであります。今回、質問の参考にしました新聞記事を議長の許可をいただきまして配布させていただいております。よろしくお願ひします。

近年、少子高齢化が急速に進んでいまして、その上、社会環境の変化から、全国すべての都道府県で消防団員数も減少する結果となって続いているようです。このことは、災害の多様化や激甚化している状況に、消防団員数の存在は欠かせないわけで、地域防災力が一層大事なところでありますが、本村の団員数の近年における傾向と報酬や費用弁償等の推移については、その条例改正の都度、見直されていると思ひますが、まずその点についてお願ひしたいと思ひます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 山江村消防団の近年の推移ということでございますけれども、近年の団員数です。平成28年、29年が203名、平成30年が201名、令和元年が195名、そして昨年度、これが193名と若干減少はしているところで、消防団員の報酬及び費用弁償についてですけれども、近年改定は行っていない状況でございます。ちなみに、本村の年報酬額については、人吉球磨管内の状況を見ますと、一般団員ですね、一般団員の報酬額は10市町村のうち3番目に高い額となっているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 最近のですね、報酬等につきましては、一応、私もここに条例を、団員に関する条例をですね、用意しておりますので、ご説明のとおりであります。ここは、ここに、別のところではですね、国の報酬や出動手当の算定額もありますけれども、また平均額もありますけれども、割と大分、差がありますので、地域によってかなりばらつきがあるようですね。

次に、この新聞記事の資料からですが、このまま消防団員の減少が続きますと、地域防災に支障が出かねないと危機感を強める消防庁は、昨年末から有識者による消防団員の処遇に関する検討会を開いて改善策を探っているところで、今回の通知はその中間報告に基づく処遇改善として、報酬を実質的に引き上げるよう、また条例の見直し要請等、全国の自治体に通知したとありますが、その点の本村の対応や進捗状況がありましたらお願ひします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

消防団の報酬等引き上げなどの処遇改善につきましては、議員が申されましたように、国からの消防団員の処遇等に関する検討会、これは中間報告ということでの内容により通達があつているところでございます。

その本村の消防団員への活動に対する人件費を含めた消防費の収入財源につきましては、一般財源の財源とされています普通交付税から充当されている財源でございます。国は交付税算入の基準となります消防団員への報酬等を適切に定めた基準を策定した条例等の改正をするようにとの通知でございますけれども、今後の本村の対応につきましては、県内、それから人吉球磨管内の状況を参考にしまして、今年度中に条例改正等の検討を行いたいと思っておりますけれども、国の最終報告ですね、の報告によりまして、さらに検討を重ねて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 先ほどはですね、郡市では3番目に本村は高いほうだということでもありますので、それはよいことと思います。国の算定額によっては、地方交付税にもそれは含まれているというところでもあります、報酬の実質的な引き上げについてはですね、やはり地元、郡市のバランスというのもあるかと思っておりますので、その点も考慮した上での検討をされることだと思います。

次に、消防団員の処遇改善についての3点目は、これも新聞に書いてあることですが、地域防災の中核となる消防団員の確保には、報酬の引き上げだけでは不十分で、同時に負担の軽減など抜本的な対策が必要といわれています。消防団員は、それぞれ職業を持ちながら、災害の多様化や激甚化などで団員の役割は危険性が高まった上に、有事に備えるためにもポンプ操法や練習、また日頃の規律訓練、また機械器具点検などによりまして、休日も返上であります。

危険を伴うだけに、その訓練も厳しくなることはわかりますが、団員の精神的、肉体的負担を軽減する方策を探る必要から、国の検討会では夏頃までには最終報告をまとめるとありますが、そのような内容をですね、本村でも改善策や方針などありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 今、議員ご承知のとおりと思っておりますけれども、近年、地域の人口減少と過疎化もありまして、消防団員の平均年齢の高齢化や団員減少は年々進んでいるところでございまして、本村もその影響を受け、減少傾向にあるところでございます。

消防団は、消防署と同様に組織法に基づき設置されている消防機関で、平常時、それから非常時を問わず、住民の安心と安全を守りまして、地域での消火活動や救

助活動を行うという重要な役割を担う非常勤特別職の地方公務員でございます。その役割を發揮し、地域の実情や対応は適切な研修訓練と日頃の心構えが欠かせないところでございます。昨年の7月豪雨の際も、高齢者等への避難誘導、それから災害発生時の地域に密着した活動は大きな役割を果たしているところでございます。

本村の消防団員への改善ということでございますけれども、まず団員減少に伴います改善策としては、団員確保については女性消防団員、それから機能別消防団員の加入を促進しているところでございます。それから、非常時の対応につきましては、団長の指示の下、団員指名から出動要請に応じていただいているところでございますけれども、消防団が弱体にならないよう、団員には欠かせない必要な訓練等は行わなければなりませんので、必要最小限の訓練は続けてまいりたいと考えております。団員が活動しやすく、負担とならないように訓練等を行いたいと思います。

さらに、団員の被服等の装備品につきましても、対象経費などの検討を行いました。また各分団への施設の整備や備品等への購入も、必要に応じて実情に合った整備と支援を行ってまいりたいと思っております。いずれにしましても、地域には欠かせない消防団でございますので、改善につきましては、消防団幹部会から各分団の意見をお聞きしながら、十分な協議を行い、処遇改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 消防団員ですね、件数を増やすということ、またいろいろ負担とですね、そしてまた訓練、また安全対策とそのようなバランスがあることからですね、やたら訓練は減らすことはできないということは、それは当然のことだと思います。いろいろと工面しながら、団員確保にはよろしくお願ひしたいと思います。

農村地帯では、特に少子高齢化と人口減少が進み、消防団を担える人を確保できないということも出始めているようです。消防団員数の動向ですが、一応、今の村のことはですね、白川総務課長よりありましたけれども、全国の資料では、令和2年には団員数は81万9,373人であり、前年に比べ1万5,101人減少していて、加入促進に取り組んでいてもすべての都道府県で団員が減少する結果となっているようです。

本村では、令和2年、これは出初式のときの資料なんですけれども、1分団から8分団まで、令和2年のときですね、出初式の資料です。129名でありました。先ほど、白川総務課長からはですね、目下、定数が知りませんが、先ほどは193名ですか、とおっしゃったところでありましてけれども、その前年はですね、出初式の資料で136名でありましたので、年間に7名ほどの減少であります。条例ではですね、200名となっておりますが、そのようなことで消防団員の処遇改善には、

優先度を上げて選択と集中により措置を急がれるよう求められているところであります。

以上で、消防団員の処遇改善についての質問は終わります。

次に、くま川鉄道についてであります。令和2年7月豪雨災害によりまして、人吉球磨の鉄道は全線不通となりました。肥薩線の八代人吉間、通称川線と言いますが、と人吉吉松間、通称山線、そしてくま川鉄道ですが、まずはくま川鉄道の再建が待たれるところですので、その状況について伺います。

くま川鉄道は、JR湯前線の頃から郡市の高校や専門学校など、いずれも沿線に近いこともあり、かけがえのない鉄道となっています。近年、少子高齢化が進み減少傾向と思いますが、参考までに本村の現在の高校生の利用者数を通告いたしました。高校が義務教育ではありませんでしたので、教育委員会とされましても、それを把握することは業務外のことで失礼しましたが、ご承知の範囲でできましたらお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

豪雨災害の発生により、くま川鉄道が全線不通となりました令和2年度に、山江村から球磨郡内の方向へくま川鉄道を利用して通学した高校生の人数につきましては、山江中学校卒業時の進路状況から試算しますと、35人前後ではないかというふうに推測されます。なお、令和元年度の利用者数につきましては、くま川鉄道の資料によりますと32人ございました。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 特別にご答弁ありがとうございます。昨年の令和2年7月豪雨から、来年で1年になります。今も踏切は健在ですが、列車が通ることはなく、見慣れた風景が寂しい状況です。本村の高校生の鉄道利用の生徒さんは、先ほどです。35名ぐらいと、だったということで昔とはですね、比較にならないと思いますが、災害により急に通学の形態、有様が変わった高校生は、やはり鉄道が落ち着くでしょうから、少なくともですね、利用者の方を大事にして1日も早く鉄道での通学ができるよう戻ることができたらと思います。

では、くま川鉄道について最後の質問で、支援のお考えをということで通告していますが、内容を2点ほどまとめてお願いしたいと思います。

一つは、球磨川鉄道の再建につきましては、先月の熊日や人吉新聞に復旧時のことなど発表されておりましたように、また昨日はですね、村長からも行政報告の中にもありましたが、新聞によりますと、国の特例措置の適用は上下分離式の導入や過去3年間赤字などですが、条件を満たしていることから、復旧費は国と自治体が2分

の1ずつ、県はさらにその2分の1で4分の1ですね、となり、自治体の起債による負担分については、国が元利償還金の95%を普通交付税で充当することで、その結果、国が97.5%補助ということになるようですけれども、その後、各町村の分担金や例年のくま川鉄道安定化補助金との関係についても伺いする予定でしたが、今議会の一般会計補正予算（第2号）にもありますように、またこれも昨日、村長からも行政報告の中でありましたけれども、例年のくま川鉄道安定化補助金は当初予算にありますように、例年の分はですね、133万9,000円、今回、災害復旧費としての補助金は196万円ということで理解したつもりですが、改めてそのことについてありましたらお願いします。

また、部分運行再開については11月頃ということですが、その進捗状況がありましたらお願いします。

引き続きですね、まとめてお願いします。

2点目は、令和2年7月豪雨災害は、人吉球磨の広範囲に大打撃をもたらしたわけですが、くま川鉄道の復旧・復興は人吉球磨全体のシンボリック課題のように思いますが、今後、くま川鉄道が部分開業から全線復活運行となりました場合ですけれども、これまで3年連続赤字というようなこともありますので、よほど利活用がないとやはり厳しさは増していくのではという心配もあります。全市町村をあげて、これまで以上の利活用など生き残りをかけ、持続可能な方策が必須と思いますが、本村でも鉄道復活による波及効果や郡市への活気につながる支援策など、お考えがありましたらお願いします。

以上、まとめて2点ありますね、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

人吉球磨地域の公共交通機関として中心となっておりますくま川鉄道は、地域振興に大きな役目を果たしているところで、地域住民の交通機関はもとより観光振興にも影響をし、特に沿線高校生の通学のためには欠かせない交通機関でございます。ご承知のとおり、くま川鉄道も橋梁、鉄道の流出、車両の浸水など、大規模な被害を受けまして、現在も全区間運休となっているところでございます。

復旧に向けては、くま川鉄道株式会社は被災後の運行形態をくま川鉄道として復旧するのか、それから代替バス、それから地域乗合バス、それからバス整備などを検討した結果、輸送人員や運営費用など総合的に判断しまして、くま川鉄道での再生運行を目指すということにしたところでございます。この人吉球磨の振興には欠かせなくくま川鉄道の復旧・復興に向けて、熊本県と地元市町村及びくま川鉄道株式会社が連携を取りまして、支援施策と利活用促進のため全線復旧を目指し、くま

川、再生協議会を発足させ事業に取り組んでいるところでございます。

今回の災害復旧事業に係る財源については、ご承知のとおりでございます。地元10市町村の負担額につきましては、先ほど申し上げましたようにくま川鉄道が被災前まで運行していた経営安定化率によって負担をしているところでございます。その負担額につきましても、先ほど議員申されましたように今回の補正予算に計上しているところでございます。また、運行につきましても、今年度の11月、部分運行ということで肥後西村から湯前駅までの再開を目指して、現在、災害復旧事業を進めているところでございます。

また、今後の支援策ということでございますけれども、本村は直接沿線自治体では、ございませんけれども、人吉球磨の地域公共交通の要として必要な公共交通機関として認識しているところでございますので、特に沿線高校に通学する高校生の交通手段としては欠かせない鉄道とっております。再生協議会で進めます災害復旧事業については、今後も継続して支援をすることとしております。さらに、復旧後についてでございますけれども、こちらも人吉球磨地域には産業、観光など地域の振興には欠かせない交通機関であることから、くま川鉄道の運営につきましては、人吉球磨が一体となって取り組み、国・県からの支援を受けまして、地域の活性化につながるよう、本村としても引き続き支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私、取締役の一人でありますし、各種会議に出ておりますので、私のほうからも補足をさせていただきたいと思っております。簡単にとということですが、今回の費用負担についてと今後のことについて、2点申し上げたいと思っております。

現在、山江村が費用負担することについてはですね、一つは球磨川の第4橋梁がですね、橋が落ちました。これに伴います建設工事がありますので、その工事が2億2,200万あります。そのうちのとりあえず今回の予算化しておりますのは、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1、山江村が190万円です。先ほど議員がおっしゃいました97.5というのが、交付税の中に算定されるということでもあります。

その災害復旧工事と、もう一つはですね、くま川鉄道の経営上の問題があるわけですね。災害復旧工事と、あとくま川鉄道をどうするか。現在、高校生の輸送はバスで行っておりますので、バスで中央高校、それから南陵高校に運んで往復しておりますが、そのバスの経費がやっぱり多大にいます。これは、県の補助を得ながらしているということでもありますので、それは置いて、じゃあ、この後、その

くま川鉄道としての鉄道事業をどのように考えるかということについては、上下分離方式がですね、災害復旧の2分の1の補助の要件でありましたので、上下分離方式で今回運営していくということになります。

昨日の挨拶の中でも申し上げましたが、上下分離方式というのは、鉄道とかですね、の橋とか固定資産の部分についてはですね、市町村が持つと。今まで、くま川鉄道が経営の中でいろんな補修工事とかしてきたわけですけども、今後、市町村が持っていることをやっていくということになります。くま川鉄道は何をするかということ、「上」の運行に対する経営をやっていくと。これは上下分離方式というわけですが、今、決まっていますのは、下部の分の、上下の「下」の部分についてはですね、今までどおり、経営安定化の負担割で各市町村負担して支援をしてくるということになっています。

それから、くま川鉄道の運行業務に関わることについては、負担割合を見直そうということになっております。その見直し方から事務局から提案されたのが、高校生割、いわゆる先ほど言いました32名、山江村を勘案しようということで出されました。ただ、これは非常に、例えば乗降割とかがなくなって、全くなくなってしまって、標準財政割、それから固定資産税相当額の割合とかなくなって、山江村が50%ほどですね、負担金が増えています。減ったのが、人吉、錦、湯前であります。

私、反対を申しましたのは、反対を言いました。反対します。高校生割というのは、非常に危ないと言っています。というのは、山江村は人吉高校、球磨工業に行く人たちは、くま川鉄道を当然使わないわけですよ。使わないということです。人吉もそうです。相良もそうですね。ところが、絶対使わなくてはいけない市町村もあるわけですね。これは湯前であり、水上であり、これは人吉高校、球磨工業に行く人も、くま川鉄道を基本的に使ってくる。それを押しなべて標準化しながら、高校生割だけで負担金を決めるというのは、非常に偏ってしまうというような意見を言ったところでありますし、くま川鉄道そのものですね、基本的に公共交通機関ですね、高校生の通学列車だけではないというようなことでありますので、その付近の勘案がないと、もう一回やり直してくれというふうに言っております。

特に、増えたのがですね、実は球磨村、水上、五木、山江でありまして、この4町村は線路も走っていない、駅舎もない、利用が基本的にやりにくいところが軒並み負担金が上がっているということでありますので、これについては、私は「これじゃあ議会への説明もできませんよ」と言って反対をして、見直しを迫っているところでありますので、またこのことについては、全員協議会等でも中身が決まりましたらご説明をさせていただきたいと思っておりますし、村民の方にもご理解をいただきたい

いと思っているところであります。

それから、先ほど3年間赤字と言われましたけれども、くま川鉄道はですね、毎年7,000～8,000万ですね、令和2年度は1億を超えよう、コロナで、の赤字が出ようかとしております。その7,000～8,000万から1億を市町村です、負担しながら経営しているわけですね、赤字を補てんしながら。ここ3年間赤字だったわけじゃなくて、ずーっとその状態が続いているということをご理解いただきたいと思います。

ただ、今回の水害で、やはり大事なのは球磨川、人吉球磨全体の広域的な考えとして、やっぱり全体の治水を、治水安全度を上げる、それからくま川鉄道をしっかり運行させる、そして肥薩線、JR肥薩線の運行を元に戻す。これは、大きな広域的課題としてあがっておりますので、くま川鉄道は再生協議会として、これは副知事を会長としながらですね、現在動いているところですけども、早期の運行を目指すということでやっていきたいと思っております。

山江もその経営的な協力ということについてはですね、老人会の皆さん方が、具体的にちょっと申し上げますと、くま川鉄道を利用して、人吉から「まるおか号」で人吉駅まで行って、それから湯前まで乗って、湯楽里の温泉に入って、湯楽里から送ってもらって、またくま川鉄道で帰ってきてというような利用もされておるところではありますし、くま川鉄道に乗っていただくということがまずですね、くま川鉄道の再建といいますか、経営安定にもつながっていく。ただ、赤字補てんは、よっぽどの経営改革しないとできないというふうに、我々取締役としてもですね、考えているところでもあります。

以上、申し上げたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 村長からもご答弁がありがとうございます。まずはそのですね、球磨川の第4橋梁、この再建というのはですね、本当はかなり時間的にはかかるかと思いますが、また上下分離方式についても、私も新聞で読んではおりますけれども、さらに詳しくありがとうございます。

それから、安定補助金の割合がですね、やっぱり先ほど球磨村、水上、五木、山江、この点は上がるということではありますが、そのような高校生割か乗車数の関係かですね、ある程度平等な感じになってくるのだろうかと思いますが、そういう変わってくるということですね。

また、赤字はずっと赤字でしょうけれども、一応この特例措置の適用ということで、3年間は赤字ということですね、なったと思います。やはり、持続可能な方策としてはですね、非常に難しい面もありますけれども、本村とされましても開業

後ですね、応援、支援、その意気込みとかいうのはですね、伝わりました。ありがとうございました。

本村には鉄道は走っていませんけれども、人吉球磨盆地専用のローカル鉄道が存在することは特別な魅力を感じるわけです。SL蒸気機関車が走っていたその時代には、多くのローカル線が存在していましたが、その後、合理化により次々と廃線となっています。私も鉄道ファンの一人として、撮り鉄、乗り鉄ですが、当時は廃線になると聞いた路線は、必死にSLがなくなると聞いて、もう必死に撮りに行ったりしていました。廃線跡は寂しいので、くま川鉄道の復活、復興計画は何よりであります。復興後は、先ほど村長からありましたように、多くの方々の利活用を望んでおります。

私、個人的な利用法としては、鉄道は趣味ですので、特に昼が長い今のような夏の季節は夕方5時頃から乗るのが目的で、人吉駅から吉松駅まで、帰りのダイヤ時間を見てですね、往復しまして小旅行気分を味わっていました。昨年6月まではですね。それで、くま川鉄道復興後も、同じようにやってみたいと楽しみであります。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、1番、本田りか議員より、1. 下ノ段地区から上原田町への道路整備について通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番議員、本田りかです。議長からの許可をいただきましたので、通告文に従い、下ノ段地区から上原田町への道路整備について一般質問をいたします。

長年の懸案であった下ノ段橋の開通により、地区住民の方々は大変喜んでいらっしゃいます。まず、今回の質問の下ノ段地区から上原田町への道路整備につきましては、これまでに何度か要望が出されておりますが、現在の状況はどのようになっているのかと、このように隣接する市町村につながる道路を整備する場合、どのような手続きが必要なのかの2点をお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

下ノ段地区から上原田町への道路整備についてでございますが、まず1点目でございます。村が管理する村道県道下段線につきましては、下ノ段橋の架け替えに伴

い、橋梁の前後の道路改良を進めております。今年度施行する護岸工事をもって工事のほうは完了する予定となっております。

次に、市村境から上原田町につながる道路につきましては、人吉市の管理する市道堀万江線と伺っております。こちらの市道につきましては、山江村の村民の方も利用することもあり、人吉市の担当課に対しまして、整備や維持管理についての申し入れを行い、お伝えしているところでございます。

2点目の手続きについてでございますが、基本的には道路を管理する市町村へ要望活動となるとお伝えします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 昨年7月4日の大水害では、下ノ段側が越水したため、橋を渡っての避難ができなかったことから、地区内四十数名の住民の方々は地区内の高台や狭い農道を通って、上原田台地へと避難をされました。その狭い農道の左側は、ガードレールもない山の斜面となっており、右側は山林で覆われ、土砂や落石などが堆積し、大変危険で通りづらい道となっております。この狭く危険で通りづらい道を、上原田台地に畑を所有されている多くの山江村民の方々が日々の農道としても利用されておられます。越水した堤防は、かさ上げされていないため、再度越水した場合、この狭く危険な農道一本しか逃げ道はありません。

この道路を村民の方々の命を守る避難用道路として整備していただければ、昨年のような災害時はもちろん、日々の農道、また殿さま道やトレイルランコースとしても活用できると考えられます。以上のことを踏まえて、この下ノ段地区と上原田町をつなぐ避難道の早期整備について執行部の答弁を求めます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） まずは、今後も予想される大雨や集中豪雨については、それぞれの村民の方々が判断材料としまして、避難所や親戚、友人、知人宅、さらに車中泊などの分散型避難も検討され、明るい時間帯での早めの避難準備と避難開始を取っていただき、自分の命は自分で守る行動を取っていただきたいと願っているところでございます。

ご質問の道路改良につきましては、ハード面の整備でございます。整備につきましては、関係市町村の協力、それから土地所有者の理解、予算財源の確保など諸問題等がございます。まずは、現段階で可能な地域の地理的実情に合った避難経路を再度確認していただきまして、今できる対策を認識していただきたいと願っているところでございます。

先日も配布しました総合防災マップなどを参考に、地域で話し合いをし、共有す

るソフト面の対策を取っていただきたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 補足します。本田議員からの質問でありますけれども、下ノ段地区から上原田への整備ということであります。この道路はですね、人吉市道でありまして、堀万江線というそうであります。整備計画は現在のところ、人吉市のほうではないということでありまして、市民の皆さん方からも改良の要望はないというような道路になっていまして、市としては維持管理のみ行っておりますということになっています。

議員おっしゃいますこと、よくわかります。住民にとりまして、国道だろうか、県道だろうか、町村道だろうか、私道だろうか、農道だろうか関係ない。しっかり生活道路としてですね、機能を果たすような対策を取ってほしいというようなことでもありますけれども、行政にはですね、原理原則がございまして、よその自治体の道路には手が出せないということでもあります。

実は、このようなことが山江村でも起こっております。別府交差点の信号機がありますけれども、あれより相良方面に行く道路、相良との境界までがありますけれども、道路が相当傷んでいるわけであります。フルーティーロードについてはですね、インターチェンジの入り口のところからずっと整備して、建設課のほうで別府の交差点まではもうやっております。

ただ、その後がですね、あれは村道でありますのでやれるんですけど、あれから先が、別府交差点から相良に行く道が農道となっておりますので、財源がないということでした。ただ、あそこは相良の議員から何度となく、「とにかく道路が荒れているから、山江の道路だから整備をしてくれ」というようなことを何度となく聞いておりました。山江村民の方は、そんなにたくさんの方、あの道路を利用するわけじゃなくて、相良村、それからそれより以北の方があの道路を利用されている。実は、車がパンクしたというようなこともあって、その管理責任が問われるなというようなこともあったわけですが、それだけ荒れている道路であります。

ただ、それはですね、あれを今回、ふるさと農道として交付税対象のふるさと創生の事業として、そのふるさと農道の整備を申し込みましたら、ここ3年かけてその申請ができましたので、今年からはですね、今年からかな、ふるさと納税は。今年から順次、相良の当線点まで整備をしていくと。山江村よりも、本当は相良の村民の方、それから我々より以北の方の道路になってしまうわけですが、山江がやらなくちゃいけないというようなことでもあります。

同じようなことがですね、その堀万江線にも言えまして、人吉市のほうでですね、しっかりいろんな財源を見据えた対策を打ちながら、あそこの道路を整備してもら

うというのが大原則原理でありますので、その付近はぜひご理解をしていただきたいと思います。私のほうからも、市長のほうには一言申してはおりますけれども、人吉市も災害を受けていまして、非常に財政もありますので、ただ要望だけはしっかりさせていただきたいと思っております。

ただ、防災上の問題につきましては、先ほどもありましたとおり、明るいうちですね、やっぱり避難をしていただくということが大事であろうかと思っておりますので、下ノ段の方、特に避難される折には上原田台地に逃げられるというようなことを聞いておりますので、その明るい、また危険な行為を回避しながらですね、その防災上の対策、対応を取っていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。再度、私のほうからも要望しておきます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） いろいろ答弁していただきましたが、この道路の整備というのは、私も含めて地域住民の方々の長年の切なる願いでもありました。安全のために、絶対に必要だと私は考えています。

人吉市ともっと話し合ってください、もっと深くですね、話し合ってください、人吉市で整備していただくのその他何らかの方法で、人吉市への働きかけをされていた次第ですが、避難用道路、農林業や産業用道路、殿さま道、トレイルラン構想など総合的に考えてみると、やはりこの道路の整備は絶対に必要であるということ提言しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時29分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に3番、中村龍喜議員より、小規模校の将来について、本村における不登校対策の取り組みについて、この2点について通告が出ております。

中村龍喜議員の質問を許します。3番、中村龍喜君。

中村龍喜君の一般質問

○3番（中村龍喜君） 議長の許しをいただきましたので、通告に従い、3番、中村から一般質問を行います。

その前に、皆さん方にお詫びを申し上げます。午前中の一般質問の西議員のときに、私、11時5分から33分まででしたけども、マスクをかけるのを忘れてました。大変申し訳ありませんでした。ここでお詫び申し上げます。

それでは、1番目の小規模校の将来について、3点ほど質問いたします。

一つ目は今後の小規模校のあり方について、二つ目は今後の児童数の今後の推移、また地域・保護者の協議について、三つ目は災害危険立地等の現状についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

まず、一つ目の今後の小規模校のあり方の検討についてということでございますが、令和2年度に村内各学校の老朽化調査を行い、学校施設等長寿命化個別施設計画を作成いたしました。その結果といたしまして、これから30年から40年間、大規模改造や改築など、学校施設を維持及び更新していくために長寿命化対策を施した場合の必要経費については、村内の小規模校については、万江小ですけども、万江小がおよそ7億円から10億円になる見込みで、村内3小・中学校全体に必要な経費の総額は、およそ45億円から58億円になる見込みでございます。

また、村内の学校施設で最も築年数が経過しております山田小学校が、約15年後の改築を迎える時期に3校を集約した場合の経費を試算してみましたところ、およそ28億円となり、長寿命化対策を施して施設を維持していく経費に比べ、40%から50%程度縮減できる見込みでございます。

それから、2番目、児童数の今後の推移、それから地域・保護者との協議についてでございますけども、まず村内小・中学校の令和3年度の児童数は、山田小学校196人、万江小学校33人で合わせまして229人でございます。児童数の今後の推移についてでございますけども、令和3年4月9日現在で本村教育委員会独自で出生数をもとに、来年度以降に転入転出等の増減がないと想定した場合の推移表を作成しております。万江小学校の児童数は令和4年度は40人と増加しますが、令和5年度以降は少しずつ減少していき、令和7年度には29人と大幅に減少し、令和9年度はさらに減少し23人となる見込みでございます。これについては、山田小学校及び山江中学校も同様に減少していく見込みでございます。

なお、このご質問に関してですね、地域及び保護者等との協議については、現時点では予定していない状況でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、災害危険等の立地の現状ということでございます。

本村としては、災害防止法に基づきます村内の災害警戒区域の状況をまず申し上げますと、土砂災害警戒区域等の指定箇所については177カ所、それから今年、基礎調査の結果を公表した箇所が52カ所ということで危険箇所があります。そのうち、万江地域においても、土砂災害警戒区域等の指定箇所も点在しておりまして、万江小が位置します城内、神園地区においても、土石流災害の恐れのある土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの区域に指定されているところでございます。

さらに、万江川流域での予想される浸水想定区域、これは想定最大規模、L2と申しますけれども、の降雨による推移は50センチ未満と予想される対象区域として公表がしてある地域でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

万江小、万江保育園につきましてですけれども、まず万江保育園につきましては、災害時要支援者関連施設ということで万江保育園、また万江小学校につきましても、熊本県が指定する神園1の土砂災害警戒区域に含まれております。先ほど総務課長からありましたとおり、被害想定区域、通称イエローゾーンに該当しております。村といたしましても、園児・児童を含めた地域の方の生命を守り、地域の安心・安全の確保のために、熊本県に対して砂防施設の要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） ありがとうございます。先ほど、教育課長のお話がありましたように、令和4年度につきましては40名と、現在よりも若干増えるようですけども、その後においては、自然と減少していくというようなことでもあります。少子化が進む中で、将来的には統合や廃止も考えておく必要があるのではないかというふうに思っているところです。先般いただいた、課長からもありました山江村学校施設等個別施設計画というのを見てみますと、近いうちに改修並びに大規模な改修工事等も必要になってくるというようなことでもありますので、将来的なことを考えてみれば、やはり統廃合等も念頭に計画されるべきではなかろうかなというふうに思っているところであります。

また、統廃合ということになりますと、地域の問題、また保護者等の問題もありますので、できるだけ早い段階からそういう取り組みをされておいたほうがいいの

ではなかろうかなというふうに思います。今後の学校教育においても、やはりある程度の人数的な教育が必要ではなかろうかなというふうに思いますので、どうか、その点をご考慮願いたいと思います。

続きまして、2番目の本村の不登校対策の取り組みについてということでお話します。

一つ目は、村内小・中学校における不登校児童・生徒の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、不登校の現状についてお答えをしたいと思います。このまずは不登校の定義ですね、これにつきまして申し上げますと、文部科学省が示しております不登校児童・生徒と申しますのは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと、こういう定義でございます。

この定義をもとにですね、本村の実態を申し上げたいと思いますけれども、令和元年度がですね、小学校が3名、それから中学校が5名。それから、令和2年度は小学校はゼロです。それから中学校が6です。それから、本年度は今のところ、小学校がゼロ、中学校がゼロというような状況でなっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、教育長のほうから不登校の現状というようなことでお話をいただきましたけれども、令和元年度においては、小学校も中学校もあったと、しかし令和2年度においては中学校だけですかね、すると令和3年度は今のところゼロということで、非常に望ましいことではなかろうかなというふうに思うわけですが、やはりこの先ほど教育長の話の中に、心理的とか肉体的とか、また経済的な問題もあって30日以上の不登校、学校に来ないのをもって不登校とみなすというようなことでございますけれども、近年、いじめ等の問題もいろいろ取り沙汰されておりますし、その心理的な中には、このいじめ等の問題も含まれているんじゃないかなというふうに思います。ただ、令和3年度において、今のところ、小学校も中学校もゼロということであれば、非常にいい指導がなされているのかなというふうに思うところであります。

続きまして、二つ目は教育の機会を失わないための家庭と連携した支援対策、対応についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えしたいと思いますけども、日頃からですね、この不登校防止に向けましては、様々な取り組みを行っているところでございます。これにつきましては、いろいろ取り組みをやっておりまして、例えば子どもがですね、1日休みますと、まず保護者へまず電話連絡を入れます。それから、そして様子を伺うわけですが、また二日目も続きますと、今度はもう担任が家庭訪問を行うというような状況でございます。それから、それでも駄目だと。3日目からは管理職も一緒になってですね、担任と一緒に家庭訪問を行うと。その後も改善がみられなければ、家庭訪問の継続と同時にですね、今度は専門家のスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーとかですね、そういう方と連携をして保護者面談、それから本人との面談、こういうのを行います。

さらにですね、また専門医の方もまた含めまして、不登校対策委員会とそういうのを立ち上げまして、組織的にですね、取り組んで不登校解消に早め早めに対応を行っているというのが現状でございます。

これらの取り組みによりまして、学校に来れるようになる子どももおります。しかし、どうしてもですね、やっぱり来れないというような子どももおります。来れない場合にでもですね、例えば保健室までは来れるとかいう形で、そういう場合には保健室に登校してですね、保健室で勉強をする、そういうのを繰り返しながらどんどん教室のほうに導いていくというような段階的なことによって、不登校が解消されたという例もございます。そういう働きかけをですね、しっかりと行っているところでございます。

それから、不登校の要因でございますけれども、先ほど申し上げましたように、非常にいろんな人間関係ですね、こういうのが絡んでおりますし、それから家庭環境、こういうのも非常に要因として挙げられます。それから、一人一人ですね、また要因が全然違いますので、そのあたり非常に難しい部分もございますけども、非常に多岐にわたってですね、難しい部分もございます。そのためですね、場合によっては、病院とか関係機関ですね、先ほど申し上げましたようなところと連携を図りながら、しっかりと不登校解消に向けて取り組んでいくということでございます。

それから、本村ではですね、不登校のうちどうしても来られないという場合にですね、学習が遅れたらいけないということでございまして、本人と話し合いをしてですね、タブレット、パソコンをですね、貸し出しをしまして、そしてオンラインで授業を受けるというようなこともやっておりますので、そういうことをしながらしっかりと子どもたちの学力は保障していきたいというようなことで考えているところでございます。

いずれにしましても、まずは日頃からですね、楽しい学校生活が送れますように、

教師とそれから児童・生徒、あるいは児童・生徒同士ですね、望ましい人間関係の構築へ向けて、今後も学校の職員全体で取り組んでいきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 中村龍喜君。

○3番（中村龍喜君） 今、教育長が申されたようにですね、不登校の要因については、いろいろな事情があるというようなことでございます。しかしながら、こうしてみますと、徐々に改善と申しますか、令和3年度、令和2年度、そして令和3年度をみますと、非常によくなっているというふうに思います。今後におきましても、当山江村の小・中学校の生徒たちに、不登校が起きないように施策を、対策をしてもらえれば大変ありがたく思います。今後とも、よりよい指導をなされて、子どもたちが就学の機会を失わないように、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、新型コロナウイルスワクチン接種について、2. 村道、橋梁の災害復旧についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、一点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についての質問です。

早い時期に接種した市町村もありますが、かなり時間差がある状況であると思います。先日、昨日ですね、村長の行政報告の中でも触れられましたけど、6月8日まではですね、1回目の接種完了が383名、医療従事者が64名ということで合計447名の方が接種されたということでございます。

この接種はですね、国のほうは国民の皆様を受けていただくように進めておりますが、接種を受けることは強制ではないということで、本村ではですね、接種希望の方がほとんどだと思いますが、接種希望調査の結果はどうであったか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的に実施されております。

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う65歳以上の希望調査につきましては、令和3年7月1日時点で令和3年度中に65歳以上に達する村民の方1,236名に希望調査票を送付しております。1,133名、92%の方が提出いただきました。また、接種券につきましては、希望調査の有無に関わらず4月30日に65歳以上の方全員へ発送をしております。希望調査を提出されていない方にも接種券を送付したことにより、申し込みの希望があり、随時受付を行っているところです。未提出者の問い合わせでは、「受けないといけないだろうか」「受けんでもよからう」と言われる方に対しましては、あくまでも任意接種ではありますが、予防する上ではワクチン接種は有効な方法であることを説明し、接種勧奨を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、答弁でありましたとおり、100%はいかないと思うんですけど、ある程度の接種希望者は多いほうだと思います。

当村はですね、無医村であり、人吉市内のかかりつけの病院での接種となりますが、病院によってもですね、接種時期に差はあるようです。そこで、医師会ともですね、連絡協力体制について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

65歳以上のワクチン接種につきましては、人吉市医師会の協力のもと、接種ができる医療機関を取りまとめていただき、人吉市と連携しながら接種体制を取っております。

接種の連携体制につきましては、健康福祉課で名簿を作成し、医療機関へ提出、医療機関から本人、村民の方へ直接連絡を行い、予約調整を実施し、接種終了後、医療機関がワクチン接種記録システムに登録を行い、健康福祉課で毎日接種状況を確認しております。

接種券の自己管理が不十分な方につきましては、医療機関に預かっていただくよう依頼しております。また、電話を受けることが困難な方や心配な方は、医療機関から健康福祉課へ電話をかけていただき、健康福祉課職員が訪問し、連絡調整を行っております。また、本村では、5月上旬、ワクチン接種に係る医療機関の負担が大きいため、積極的に病院側が取り込まれるような報酬支援加算の必要性、福祉施設でワクチン接種を実施しているように企業、役所など、まとまってワクチン接種が実施できるような体制整備の要望を国・県へ行いました。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 医師会とのですね、連携協力体制は十分されていると思います。病院によってはですね、こういうことを言っちゃいかんですけど、人気がある病院と、また患者さんが少ない病院、その辺の差が接種時期の差になると思っております。

今、多分、ワクチン接種はファイザー社だと思うんですけど、ファイザー社のワクチン接種は1回目から2回目の接種までは3週間ほどとなりますということで、やはり2回接種したほうがより効果があるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

厚生労働省によるファイザー社のワクチンにつきましては、ワクチンを受けた人が受けてない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっております。十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度たって以降とされており、2回接種により、新型コロナウイルスの発症を95%抑えるという高い効果が報告されております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 先ほどから言いますとおり、かかりつけの病院で個人的に希望しての接種だと思います。病院によっては、先ほどから申し上げるとおりですね、接種時期に差が生じているみたいですけど、多分、一昨日までは447名、昨日まではの高齢者の接種状況について、1日違いですけど伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

今のところ、接種予約の問い合わせはあっておりますが、そのほかの問題等の問い合わせもありません。かかりつけ医で接種することにより、持病やアレルギーなど把握されており、安心感があると言われております。また、接種券の自己管理が不十分な方については、医療機関に預かっていただくよう依頼しております。

高齢者の接種状況につきましては、6月9日現在、400人で35.5%となっております。しかし、医療機関から随時報告が上がってないところもありますので、正確な数字ではございません。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 一応、7月末までということで、何とか7月末まで間に合いますか。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

医師会のほうでは、各医療機関の方に依頼といいますか、7月末接種に向けて医療機関のほうはご協力いただいております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから補足いたします。

その7月に間に合うかという状況ですが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、内科、外科あたりの医療機関にですね、接種希望が集中しているという状況があります。要するに、耳鼻科、産婦人科、それから小児科あたりはもう既に2回目終わっているところもあるわけですし、非常にその標準化をどうするかということで大きな課題となっている。

まだ、接種日を何月何日にやりますというような連絡もない人もいます。それから、8月5日に連絡が来たと、1回目がですね、もう完全に7月中には間に合わんという話ですから、そういうことで課題がありますので、山江村と人吉市は、特に山江村は無医村、ドクターがおられませんから、人吉市と一緒にやっておりますけれども、人吉市の保健センターがですね、その取りまとめをしております。できるだけ標準化を図ってくれというような申し入れをしておりますし、何とか7月いっぱいには間に合わせをできんかということをおもっております。

ちなみに、先ほど報告がありましたが、昨日の山江村の65歳以上の接種者はですね、15名です。もう、15名ぐらいやっても、とてもじゃないけど7月中終わらんという話でありますので、その付近の平準化の中に、また医師会としっかり協議をする、そのお医者さんとの交渉もですね、なかなか保健センターもやりづらいいというようなこともありますから、先般の県のほうとのですね、主軸事業説明会のほうでは、県が中に入りながら、しっかりその平準化をやってスピードアップは図ってほしいという申し入れを行っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） なんとかですね、7月末、ちょっと遅れる人も中にはいると思いますが、やっぱり、何ていうかな、ちなみに大きな病院というか人気がある病院はですね、多分多分、遅くなるんじゃないかということをおもっております。

次にですね、高齢者の方の中でもですね、単独行動が困難な方とか交通手段がない方、そしてまた自宅にいらっしゃいます在宅介護の方ですね、おられると思いますが、行政としてはどのように対応されているか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、お答えいたします。

かかりつけを受けられている方がほとんどであるため、普段の受診の交通手段が利用できていると考えられます。また、支援が必要な方は、介護者の付き添いがあるため、問題ないと思います。5月に配布しております「やまえ暮らし応援券」も「まるおか号」がご利用いただけますので、ご活用いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） いろいろですね、地域券もありますんで、その辺を利用してということで、行政としてはですね、対応はされてるということ。

ワクチンについて最後の質問ですけど、一応、65歳以上の方は7月末が完了予定、中には飛び出る方もいらっしゃるということですけど、今後は65歳以下ですたいね、村民へのワクチン接種の見通しについて、当初は11月末ぐらいだったですかね。そういう方がいらっしゃるならば、徐々に遅れてくるんじゃないかなという予想もしますけど、その点について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ワクチン接種と申しますか、コロナウイルス感染症収束のためには、やっぱりワクチン接種を全員の方にしてもらおうというのが一番近道でありますし、そのことによって日常が帰ってくるんだらうという期待をしているところでもあります。従いまして、できるだけ早く全村民の方、また山江村民だけじゃなくてですね、全市町村の民の方々、また熊本県民の方々が受けていただくことですね、感染症が激減的に減るということ。

今後のスケジュールはどうかということではありますが、昨日、菅総理大臣のほうですね、11月末というのをちょっと言われておりました。県も、大体それに従ってスケジュールを組むというのが通例でありますので、11月下旬をめどにいろんなスケジュール感が出てくるんだらうというふうに思っております。

ただ、先ほども言いましたとおり、ある病院に接種希望が集中するとかですね、いろんな課題がわかっておりましたし、現在、人吉市総合病院と言いますよね、医療センターのほうですね、今接種をしておりません。医師会に入っておられませんが、その付近のところもあると思いますけれども、医療センターのほうも接種したら1日当たり100人、200人打てるというような院長の話でもありますから、これも県のほうが入ってもらいながらですね、しっかり調整を図ってもらい、11月中をめどに接種をしていくというようなことになろうかと思っております。

12歳以上でありますので、中学生以上でありますから、子どもたちも接種することになります。保護者の同意も必要になってこようかと思っておりますけれども、

コロナワクチンの収束に向けてですね、取り組みを進めていきたいと思いますので、いろいろな形でご支援、ご協力、さらに今後ともよろしくお願ひしたいと思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 1日も早くですね、やっぱりワクチン接種してもらい、コロナ禍の中から脱出するような、全村民、また全国民がですね、協力していただければ、また2年前の生活に戻るんじゃないかと思っております。

次の質問に入りたいと思います。

村道、橋梁の災害復旧についてということで、まず一点目はですね、吐合宇那川線ですが、現在はですね、河川の土砂堆積の撤去工事をされている状況でございますが、護岸工事については県発注工事の入札が終わって、多分、梅雨明けからの着工予定だと聞いております。宇那川線の道路工事については、多分、村発注の工事だと思いますが、この路線の工事時期についてと、もう一つ、岩ヶ野下払線ですね、この工事ですね、法面また道路崩壊があり、河川から施工して大規模な工事となると思います。

下払、大平、西小路地区のですね、住民の方にとってはですね、この路線が主要道路であります。現在、迂回路として下払椎谷線を使用されていますが、この道路がですね、大変狭く、離合箇所も少なくですね、ガードレールもない箇所があり、特に女性ドライバーにとってはですね、大変な危険な道路だと思います。

また最近、県の発注工事でありました、あの西川内下払線ですかね、段の岡付近ですかね、落石防護の工事も落札業者も決まっているみたいで、この工事ですね、余裕工期があって、入札条件では梅雨明けからの工事となるのではないかなと思いますので、この岩ヶ野下払線と吐合宇那川線の村発注のですね、工事時期について、2点を伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

まず、村道吐合宇那川線についてご説明いたします。

令和2年7月豪雨において、尾寄崎地区で発生しました災害は、河川災害4件、橋梁災害2件、道路災害17件、総額にして約10億円の被害が発生しております。現在、議員が申されたとおり、尾寄崎地区の入り口となる吐合地区の堆積土砂の撤去工事を進めております。この工事が終わりましたら、六郎橋から弥七橋の区間の道路災害復旧工事に入る予定としております。

現在、全体の災害復旧スケジュールを立て、計画的に工事を進めておりますが、道路付近が狭いことや熊本県の砂防施設災害復旧工事との調整が必要となることか

ら、吐合宇那川線を含め、尾寄崎地区の復旧には3年ほどかかる見込みでございます。

次に、村道岩ヶ野下払線の災害復旧の時期でございますが、同一箇所には熊本県の治山工事が入ることから、現在、熊本県と調整を行っております。予定としましては、先に着工予定の県治山工事が令和4年10月頃に完了が見込まれております。その後に取りかかる道路災害復旧工事の完了時期としましては、令和5年度の下半期となる恐れがあるため、早期復旧に向けて引き続き、熊本県と調整を図りながら復旧工事を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村道、橋梁の災害復旧ということで、吐合宇那川線と岩ヶ野下払線の件ですが、両線ともですね、非常に地域の住民の方々にはご迷惑をおかけしているということでもあります。

吐合宇那川線はですね、尾寄崎の方、仮設のほうに入っておられますので、何かあったらといいますか、大雨警報等が出たらですね、避難所のほうに帰ってきてくださいというふうに、先般の清掃作業のときにそういう方々に申しておりました。

それで、村道岩ヶ野下払線です。問題はといいますか、非常に頭を痛めております。もう1年たとうとするのに、いわゆる下払地域から大平地域にかけて半孤立状態が続いていると。いわゆる山越えて、山田線に出て下のほうに下ってくるというようなことをお願いをしているわけでありまして、このことについては県のほうにですね、私も再三申してきました。

実は、先般も球磨川治水協議会、これはリモートであったんですけども、その中で熊本県知事のほうにですね、直接、「山江村の最重要課題ですよ」というような言い方で、「とにかく県の治山工事が進まないから、村道の改良工事が終わらないんだ」というようなことを訴えてました。それを受けてですね、振興局もやるということですけども、入札もあって、その工程会議もあっているんですが、実はあれは60日間かな、60日間の工事猶予期間なるものがあって、要するに工事担当区とか工事箇所が多いものだから、60日間は工事期間を延長してもいいですよというような条件がついているということ、じゃ、これ、とてもじゃないけどですね、私、地域住民の方も大変な思いなんだということでもあります。

岩ヶ野下払線についてはどうしようもなくですね、来年の10月頃というふうに、ちょっと工事が大きいということで延びますので、西川内から下払に延びるのは落石工事、実はあれも企業が落札をしておりますので、私、そこの社長に直接電話をしました。「何とか早くやってくれ」と。それと、県のほうが来まして私と打ち合

わせたのは、県のほうが主体となってですね、まず下払地域に入り、地域住民の方々に今後の計画の説明会をすると、企業と一緒にですね、ということにしております。

とにかく応急的に工事をという要望をしておりますので、今後、地域での説明会がありますけれども、その内容についてはですね、8月ぐらいまでに落石防止工事を村道の真ん中あたりに、やはり。そこの落石するような道をですね、新たに迂回路を造ってそこを通れるようにしたいというような計画であります。先んじて私が説明しましたけれども、そのような計画で進んでいきますし、本当に地域の方々には、下払、大平の方々には不便を、ご不便をおかけしているということでもありますけれども、そういう手はずで進んでいきますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 県の工事は、その余裕工期というのがありまして、90日とか50日、すぐには着工できないんですけど、場合によってはですね、報告協議書を出して早めにこういう地元からの要望があるから早めに着工しますということもできなくはないんですけど、その辺をですね、村長も言われたとおり、早めに着工されると思いますけど、とにかく地域住民の方にですね、理解していただくためにも、早く説明会、県・村、村長も自ら開いたほうがいいと思うんですね、その辺をお願いしたいと思います。

最後の質問になりますけど、今年の豪雨でですね、豪雨で被災に遭った柚木川内橋、足算瀬橋の現状と今後の工事発注の見通しについてでございますけど、特に柚木川内橋はですね、下ノ段橋が完了したら、次は柚木川内橋の架け替え工事に入るという計画もありましたけど、今回はちょっと工法が変わるようで、その工法をまた、工事の施工時期ですね、これについても重ねて伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

令和2年7月豪雨において甚大な被害を受けました柚木川内橋並びに足算瀬橋につきましては、現在橋梁の詳細設計を進めております。基本的には、災害復旧の事業でございますので、同じところに復旧いたします。

まず、柚木川内橋につきましては、道路幅員はそのままですが、橋梁のかさ上げを行い復旧する計画です。今後の見通しとして、今年度に現橋の撤去、並びに新しい橋台を設置予定としております。令和4年度に上部工の工事を進め、令和5年の出水期までには復旧工事を完了できるよう見込んでおりますが、柚木川内橋上流に熊本県の河川災害復旧工事が進められていることから、さらに調整が必要かと思ひ

ます。

次に、足算瀬橋となりますが、道路幅員並びに高さは変更せず、流出した県道側の復旧工事を計画しております。早ければ今年の10月頃から工事に着工し、来年の取出水期までには完了できるよう計画を進めております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） どの路線もですね、やっぱり県と村の調整が大変だと思います。くれぐれもですね、課長も、また村長あたりもいろいろ助言されて、県と村のですね、調整をよろしくお願ひしたいと思います。とにかく、地域住民の方が早期に完成するのを望まれておりますけど、いろいろですね、手続きもありますし、大変なことは大変だと思いますけど、とにかく先が見えるような説明も必要だと思いますので、これからもですね、その辺の情報提供はケーブルテレビとかありますので、その辺を情報公開していただいて、村民にいつ頃から着工だなどかわかりやすくしてもらえれば、村民の心配もなくて済むと思いますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） では、お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時20分といたします。

-----○-----

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時19分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、4番、赤坂修議員より、1. ふるさと応援寄附金について、2. 災害対策基本法について、3. 消防団員の待遇改善についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂です。最後になりますが、議長より発言の許しがありましたので、一般質問をします。

まず、一点目として、ふるさと応援寄附金についてということで通告しておりま

すが、去年の7月豪雨による災害に対して、ふるさと納税を活用しての被災地支援ということで、人吉新聞に令和2年度の球磨村と人吉市のふるさと納税の実績が報道されております。球磨村では、給付金が過去最高の3億5,000万円を超え、12億3,000万円の被災地支援がっております。人吉市も過去最高の11億円を超え、令和2年7月豪雨に対する支援について、コロナ禍の中、被災地に入れない状況でできる支援として、全国の個人から復旧・復興に対する思いが集まったと報道されておりました。当村での令和2年度のふるさと応援寄附金の内容実績についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

山江村の村づくりを応援しようとする個人、または団体から多くの寄附金を募り、これを財源として寄附金の移行を各種事業に反映することにより、様々な人々の参加による個性豊かな活躍ある村づくりを進めることを目的に、平成20年10月より条例を制定し、事業を行ってきております。

ご質問の令和2年度のふるさと応援寄附金でございますけれども、個人及び団体から寄附の件数が6,544件で、寄附額が7,585万7,000円でありました。令和元年度においては、寄附件数1,111件で寄附額が1,352万5,000円でありましたので、令和元年度よりも6,200万円多く寄附をいただいたことになっております。寄附金の増えた要因は、令和2年度からは全国の多くの自治体を取り入れておりますポータルサイト、外部機能を活用しました取り組みを始めたことによりまして、多くの方々に山江村を知っていただいたことが一つの要因かと思っております。

また、先ほど議員が申されましたとおりですね、去年は7月豪雨災害に伴います災害支援金や被災地支援的な寄附が多かったのが、要因の一つと思われております。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、ふるさと納税の総額でお伺いいたしますけれども、相当、中に災害支援金というような形ですね、寄附金の方も一般寄附金、ふるさと納税寄附金と災害支援金、災害見舞金ですかね、わけた計上されておりますので、災害支援金について幾らだったのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、災害支援金についてということでございますけれども、440件で519万8,000円の寄附がいただいております。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま、災害支援金として440件で519万8,000円の寄附金があったということですが、活用についてはどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 災害支援金の活用ということでございますけれども、ふるさと応援寄附金での災害支援金として寄附されておまして、本村ではふるさと応援基金として条例を制定しまして、その財源として積み立てをしまして、その条例に基づき運用を図っておるところでございます。

昨年度の災害支援金は、先ほど申しました件数と金額ではありますけれども、その活用につきましては、災害支援金に限らず、ふるさと応援基金から今年度は災害復旧費へも財源の一部として充当を検討しているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま答弁をいただきましたけれども、災害支援金については基金のほうに全額、ふるさと納税ですかね、積み立て、その中から支出をするというような考えでですね、やっておられますけれども、普通のふるさと納税寄附金については、1番から7番までの事業に対して一般の方が寄附をするような形ですね、一番は特産品の開発及び地域産業の振興に関する事業とか7項目ありまして、その中に合計した基金に入れて、その災害支援金も活用していくというようなことでございますけれども、一応、災害支援金についてはですね、今回の7月豪雨に対する一般の方々からの支援だろうと考えておりますので、ぜひその分だけはですね、今回の災害に充当した形ですね、お願いしたいと思っておりますけれども、その中でですね、今現在、7月豪雨から1年になろうとしておりますが、3月に策定されております山江村復興計画の中で、災害復旧スケジュールを公表され、被災した公共土木施設、公営住宅、林道施設、作業道、農地・農業用施設等の生活基盤等の災害については、令和5年度までに復旧をするような計画がされております。

担当課においては、スケジュールに沿って着実に復旧を進めていただいているところであります。また、農地道の40万円未満の小規模被害については、小規模災害復旧補助金により、復旧はほぼ完了していると思っておりますが、大規模な農地災害となった淡島地区、下ノ段地区等については、令和2年の9月、定例会の一般質問で、山江村農林産物等災害時生産向上奨励金支給要綱の適用基準に基づく災害見舞金の対象にできないかということで提案いたしました。が、水稻については農業共済組合の水稻共済に加入されている農家が多く、共済金で対応していただきたいという答弁でありました。

今現在、淡島地区、下ノ段地区等については、県管轄等の兼ね合いや大規模な工

事が必要ということで、令和4年3月末に復旧完了予定となっており、水稲については、今年度も作付けができない状況であり、自家消費米も購入されている状況ではないかと思えます。何らかの支援が必要だと考えますが、ふるさと納税を活用して支援していただいた災害支援金を活用した生活支援の考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 幾つか質問いただきましたので、私のほうからもお答えしたいと思えます。

災害支援金の使途についてはですね、これは指定してありますので、災害支援金として災害用に使います。ごっちゃませにはしませんので、その付近はご安心をください。そういうご意思を、ご意思で支援金、また見舞金をもらっておりますから、当然、その目的として使うということで、流用するという事は全く考えておりませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、もう一点ですね、ふるさと応援寄附金の使途項目の中で、7番目にですね、その他目的達成のために村長が必要と認める事業とあります。これが2,200万実はあるわけでありまして、ほかには高齢者の生活支援とかですね、自然環境確保とかありますが、それはしっかりその納税者の意思によって、そのためにその目的によって使っていくということになりますが、その他目的達成のために村長が必要と認める事業、この2,200万はですね、実は災害復旧に使っていいということになりますから、そちらのほうの基金流用もですね、させていただければというふうに今考えているところであります。

それから、もう一点、義援金がございますけども、義援金が600万増えました。ただ、義援金については、被災者にお金を配るという目的がありますので、それを大体終了しているということでもあります。農業の万江の農業水田に対する件についてはですね、農業共済がないという情報でありますから、その収穫時期をもってですね、いわゆる自家消費も取れないということでもありますので、何らかの手立てを打ちたいと思っているところであります。内容につきましては、産業振興課で検討中ですので、その産業振興課長がお答えいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） では、赤坂議員の質問にお答えいたします。

内容につきましては、村長が答弁したとおりでございますけれども、昨年の豪雨災害によりまして、特に万江地区の水田がですね、非常に大きな甚大な被害を受けておりまして、今年度もなかなか災害復旧が見込めるところと見込めない地域があるということがございます。

議員も申されましたとおり、昨年の収穫ばかりではなく、今年度の作付けができず、自家消費米も収穫ができないという農家さんもおられますので、担当課として、コロナ等ではですね、いろんな支援金があったわけですがけれども、災害についてはなかなかそういった支援金がないということでございますので、近隣の自治体やほかの災害のときに農業関係でそういった支援金が出されているのかというのを調査しながらですね、現在要綱等の制定を、以前説明されました要綱を改定するのか、新たな要綱を制定するのか、また財源につきましては災害支援金等を活用するのか、また議員の皆さんにお諮りしながらですね、制定の調査を進めているところでございます。

地域住民の皆さんにもそのようなことをですね、決まりましたらご説明をし、周知をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。7月豪雨からもう1年になろうかと思えます、しておりますので、早急な対応をお願いいたします。

次に、2点目として、災害対策基本法についてとしておりますが、今年は例年より20日早く梅雨入りをし、今回の一般質問の通告書を提出した5月20日には県内に大雨が降り、県内の10市町村が避難指示を発令されております。山江村でも、1時間雨量が54ミリという5月最高を記録し、15時26分避難準備、高齢者等避難開始、警戒レベル3を発令され、避難所も開設されました。5月26日、6月3日にも、避難所開設の対応をされております。

そのような中、5月20日から改正災害対策基本法が施行され、新聞、テレビ等で報道されており、本日の熊日新聞の朝刊折り込みに「県からのたより」として、今回の改正内容も含めて、防災に対して自助・共助・公助の強化に取り組んでいますということで公告されており、ご存じの方も多いと思えますが、また広報「やまえ」6月号でも、7月豪雨の被災状況や改正災害対策基本法の説明が掲載されているところであり、質問しづらいところもありますが、時期的にそれだけ重要であるということで、あたためて改正内容についてお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、災害対策基本法の改正ということでございますけれども、議員ご承知のとおり、頻発します自然災害に対して、災害時における円滑且つ迅速な避難の確保及び災害体制の実施体制の強化を図ることが目的でございます。

大きく2点ございまして、まずは避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず逃げ遅れた被災者が多数発生したことを受けまして、従来の避難勧告、避難指示を一本化ということで避難指示を行い、避難情報の見直しでございます。

2点目が、未だ災害により多くの高齢者が被害を受けていることから、避難行動要支援者、これは高齢者などでございますけれども、円滑且つ迅速な避難を図ることから、避難行動要支援者の個別避難計画書の作成が主な改正点の2点でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま、改正内容について答弁をいただきましたが、今回の災害対策基本法の改正は、レベル4に記されていた避難勧告というのは「避難を始める」、避難指示は「重ねて避難を促す」とされており、避難するタイミングがわかりづらいということが指摘され、逃げ遅れが後を絶たなかったために改正されたということです。

5月21日の人吉新聞では、町村会、議長会等から豪雨や台風の時期がやってきましたということで、今回の改正ポイントなど2面を使って啓発されておりますが、一方、「避難周知、悩む市町村」という見出しの報道もっております。6番、横谷議員との一般質問に対する答弁と重複する部分もあるかと思いますが、どのような周知対策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、避難情報の見直しについてということでございますけれども、大雨警報の発表時に、段階的な警戒レベルに基づき発令をしているということでございまして、このことにつきましては、避難準備や避難勧告の情報等を住民へわかりやすく、簡潔に伝わるような改正でございましたので、本村としての周知ということでは、山江広報、それからケーブルテレビでの放送での周知、さらに先日開催しました防災連絡会議での区長さんを通じての山江村総合防災マップを各世帯へ配布していただいておりますので、そちらでの周知、そのマップに掲載し、新たな避難情報を確認していただくようなことで周知をしたところでございます。

また、避難行動要支援者の個別避難計画の策定につきましては、要支援者の名簿も作成し、避難行動要支援者の個別避難計画は策定しているところでございます。

昨年も、避難の際、各区長、消防団から避難誘導の周知を行っていただいております。今後はさらに住民の方が危険箇所の確認や避難の重要性を認識され対応いただくことが大事でございますので、区長の研修会においても各地区の自主防災組織を活用された訓練等を行い認識していただくように、区長さんには連絡しております。

ますので、そちらから村民の皆様には周知がいつているかと思ひます。

以上でござひます。

○議長（中竹耕一郎君） 赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今回、全戸配布されました山江村総合防災マップは、いづれ起るかもしれない様々な災害に対し、事前に備える目的として作成したとあるように、簡潔にわかりやすくまとめられていると思ひますが、防災マップの7ページに大雨洪水警戒レベルが記載されており、住民が取るべき行動として、警戒レベル3は「危険な場所から高齢者等は避難」、レベル4は避難指示となっており、「危険な場所から全員避難」となっております。年々、甚大化する自然災害は、水害、土砂災害、台風、地震等、災害の種類によって住んでいる地域、場所によって危険の度合いも違っており、自分がいる場所、地域が災害の種類によってどのような危険があるのか、危険な場所なのかの把握が最も重要な要素だと私は考えております。

今回の一般質問で、6番議員の質問、答弁と重複する部分もありましたので、2点目の質問はこれにて終わりますけれども、今朝の「県からのたより」にも、共助として、7月豪雨のときの自主防災組織の活動として、相良村十島地区、球磨村地下地区の防災組織の事例が紹介されております。コロナ禍で人を集める行事が開きにくい状況ではありますが、地域版防災マップを活用した地域内を歩いての確認や、マップの見直しなど実働訓練、地域での講習など効果があると思ひます。自分の命は自分で守るという自助が基本ではありますが、公助の立場から行政として、防災の日の制定など、恒常的に災害に対する啓発対策お願いいたします。

次に、3点目として、消防団の待遇改善についてとしておりますが、8番、西議員より質問され、ほぼ重複しており、内容についても理解をいたしましたので、執行部に対しまして失礼ではありますが、省略をさせていただきますが、コロナ禍や去年の7月豪雨の災害復旧などで厳しい財政状況ですが、国の財政支援の拡充を検討するとありますので、近隣市町村との調整は必要と思ひますが、消防団員の待遇改善をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時40分

第 3 号

6 月 1 1 日 (金)

令和3年第4回山江村議会6月定例会（第3号）

令和3年6月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号）） |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号）） |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号）） |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号）） |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号）） |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号）） |
| 日程第 9 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例） |
| 日程第11 | 承認第11号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号）） |
| 日程第12 | 同意第 1号 | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第13 | 議案第34号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第35号 | 令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第36号 | 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号） |

日程第16 議案第37号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

日程第17 発委第1号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第18 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	平 山 辰 也 君	企 画 調 整 課 長	新 山 孝 博 君
産 業 振 興 課 長	松 尾 充 章 君	健 康 福 祉 課 長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に従いまして、質疑、討論、表決をいたします。なお、発言については、それぞれ会議規則の規定を守って質疑をお願いを申し上げます。

-----○-----

日程第1 報告第1号 令和2年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第1、報告第1号、令和2年度繰越明許費の一般会計の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいま議題の令和2年度山江村繰越明許費、繰越計算書（一般会計）から質疑いたします。

今議会の初日にですね、議会審議の中に1点は質疑しておりますが、あとほかのところで3点ほどちょっと簡単に質疑いたします。すいません、款項、ちょっと省略させていただきます。

事業名、JAくま工場施設整備事業、これは負担金と、金額18万9,000円、これは負担金ということだと思いますが、それから地域振興券発行事業、これは3,606万円、これは委託料ということで、ウェルカムキャンペーン事業は補助金と広告料合わせて1,020万8,000円ということで、これはよろしいですね。その内容としてはですね。よかですか。順番をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質問にお答えいたします。

JAくまの茶工場の施設整備事業ということで、負担金18万9,000円を繰り越しております。これにつきましては、地方創生臨時交付金による事業でございます、JAが主体となって整備するペットボトル用の茶葉製造ラインのですね、施設の新設に対しまして、人吉球磨10市町村が経費の一部を支援するということになっておりまして、山江村の負担分が18万9,000円ということになっております。情報によりますと、本年9月に竣工するという情報を得ておりますので、負担金を繰り越しまして、竣工後に負担金を支払うということになっております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ほかの、その件ですか。

○8番（西 孝恒君） じゃあ、2点目のところもお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） おはようございます。それでは、お答えさせていただきます。

まず、地域振興券発行事業ということでございますが、先ほど議員が申されましたとおりですね、委託事業ということで、これにつきましては、商工会のほうに委託事業を行っております。これにつきましては、令和3年3月31日現在のですね、住民基本台帳に記載のあります住民に対しまして、1万円を支援します「やまえ暮らし応援券」発行事業ということで現在進めておるところでございます。5月1日から8月31日までをですね、利用期間といたしまして、村内外37店舗で利用できます応援券、皆さんのほうにはもう届いてるかと思いますが、500円券を20枚ということで、全村民のほうにですね、配布をして進めている事業でございます。

それから、次のウェルカムキャンペーン事業でございます。これにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上減少が懸念されます宿泊・飲食業の利用者のですね、増加を図るために、施設利用者が負担する利用金に対し、割引クーポン券を適用し、一部助成をする事業ということでしております。これにつきましては、事業対象のですね、説明会を4月8日に実施しております。ただ、当初ですね、6月1日よりこの事業のですね、実施予定でございましたけども、国のコロナ感染予防に伴います移動の自粛とかですね、熊本県によります蔓延防止重点措置等により、現在ですね、利用開始、先ほど言いました6月1日からはですね、行っておりませんで、時期については若干ですね、今のところ検討しているということで行っております。

この事業者につきましては、村内に事業所を置く事業者ということと、事業所ということですね、事業申請のところは今のところ7事業者ということで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） それで、この3点はいずれですね、補正予算6号で予算をあげてあるわけでございます。繰り越しになるということは、年度内に使えなかったということでありますが、これは一応、全部国庫支出金ということになっておりますので、私が思いましたのは、この国庫支出金が遅れたか、出なかったかというようなことかなと思いましたが、その点については何かありますか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

この事業につきましては、地方創生のですね、臨時交付金を使いました事業とし

てしております。この交付金につきましては、昨年度ですね、つけておりますが、1次、2次ということですね、交付金事業がきておりましたけれども、最初の交付金ですね、若干遅れたというところもございますけれども、事業としてですね、その年度内にできない事業について、繰り越しをして行うということでございましたので、この事業についてですね、若干3月まで終わらないということで、今回繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） すいません、これで終わりますが、繰越明許はですね、特別な事情というのがあるはずでございましたので、一応お尋ねしましたが、詳しくありがとうございました。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村一般会計補正予算（第13号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第8号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江

村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第8号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第3号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第7号は原案のとおり承認することに決定をしました。

-----○-----

日程第8 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第10号は原案のとおり承認することに決定をしました。

-----○-----

日程第11 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第11号は原案のとおり承認すること

に決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 同意第 1 号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 2、同意第 1 号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題といたします。本案は人事案件でありますので、当人を除斥し、退場を求めます。

[平山辰也君 退場]

○議長（中竹耕一郎君） それでは、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。従って、同意第 1 号は原案のとおり、同意することに決定しました。

ここで除斥者の入場を許可します。

[平山辰也君 入場]

-----○-----

日程第 1 3 議案第 3 4 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 1 3、議案第 3 4 号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 3 4 号は原案のとおり承認すること

に決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第35号 令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第35号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） おはようございます。それでは、令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）の中から、ページは14ページ、農業振興費の中から質問いたします。

農業振興費の中で、国庫負担金及び補助及び交付金200万円、田んぼダム協力支援金とありますけども、この田んぼダムにつきまして、この支援金はどのようなふうに使われるのか。それと、山江で多分24町歩だったと思いますけども、場所ですね、場所とそれと地権者への説明は前回行われたわけですけども、それがやっぱり40%ぐらいの参加者で、あとの60%の方は参加されておられない状態でございます。それと、この200万の使い道です。それと、また現地での説明会をどのようにされるか。この5点を質問いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

田んぼダム実証実験ということでございまして、まず田んぼダムの概要から若干お話をさせていただきます。この田んぼダムの実証実験につきましては、令和2年7月豪雨を受けまして、熊本県が行っております緑の流域治水の一つとして、水田が持つ貯留機能を最大限に活用するためにですね、排水柵に流出量を調整する堰板、こちらは地元のこちらでいますと、地元の高校生あたりがですね、作って配るということになっておりますけれども、その堰板を設置いたしまして、水田に降った雨水がですね、排水路へ一気に流れ出すのを緩和して、河川のピーク流量を減らし、洪水軽減につなげる仕組みということで、令和3年度、今年度と来年度、熊本県が実証実験を行うというような事業でございます。

山江村につきましては、先ほど議員が申されましたとおり、面積につきましては、約24.3ヘクタールということでございまして、場所につきましては、字でいいますと、字の前田、久保田、下芹田、上芹田、二連木、西山下、東山下ということで、山田地区のですね、山田川沿い、左岸側ですかね、の一体ということになっております。

山江村では、4月上旬にこの土地所有者、受益者の方にですね、説明会を実施いたしました。約90名ほどの対象者がいらっしゃいますけれども、当時の参加者は

三十数名ということで、議員が申されましたとおり、四十数%の参加ということで、ほかの町村に比べるとですね、参加者数は多かったわけですが、参加率にするとやはり少なかったかなということを考えております。

まず、説明会につきましては、先般の議案審議の中で議員の皆さんからご提議をいただきましたとおり、早速来週にはですね、2回目の説明会を開催するということとしております。また、現地でのですね、堰板を実際に設置しての現地の説明会というのも併せて来週行うようにしております、こちらのほうは球磨地域振興局とですね、合わせて協力して行うということで、対象者の皆様には本日より防災無線等々で連絡をしていきたいというふうに考えております。

それから、今回計上しております田んぼダムの協力支援事業の200万円につきましては、まずこの田んぼダムの実証実験に参加をしていただく方が該当するということでございます。それから、農業共済保険のですね、加入している方が原則ということになっております。この農業共済保険への加入への一部の助成金、ほとんどの方、7割補償というのに加入されているというふうにお聞きしておりますけれども、9割補償の保険に加入する、その差額分が10アール当たり約2,000円ということですので、そちらのほうをまず支援するということとさせていただきます。

それから、田んぼダム協力農家の収入補てん事業ということで、この田んぼダム実証実験に参加されました農家の方ですね、またあつてはなりませんけれども、今年度も万が一、水害が発生した場合に、その水田の収穫ができない、農業共済で補てんされるのは9割というふうにお聞きしておりますので、その残り1割分をですね、10アール当たり1万1,700円を補てんするというので、今回合わせまして200万円を計上させていただいたということとさせていただきます。

こちらは、熊本県もですね、最大の実証実験ということでされておりますので、山江村といたしましても、また来週説明会等を開催させていただきます。対象者の皆様には、大変お忙しい中でしょうけれども、参加をいただいて、ぜひこの実験にご協力いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 今回初めての経験でもありますし、この田んぼダムという事態をなかなかまだ地権者の方が理解されていないような状態でございます。それで、現場説明会もやるということですので、詳しく説明していただきたいと思っております。

また、県に対しては山江村に投げ出すというごたる感じでございますので、やっぱり今後、県とも協議しながら、このダムが2年の計画ですけれども、山江全体が取り組むように、また何年も続けるように、協力、県との協力いただければと思っております。

いるところでございます。

質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、ただいま議題となっております令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）について、2点ほど質疑いたします。

まずは、15ページのですね、自然休養村施設維持管理費のこと、委託料についてですけど、2点目がですね、17ページの2、林業施設災害復旧費の中で14番、工事請負費の復旧工事のですね、その路線工事名の2点について質疑いたしたいと思えます。

まず、1点目のですね、12、委託料、747万3,000円、管理センター改修工事設計監理委託料、耐震診断業務委託料、これは、この委託料は控除金、地方創生臨時交付金の予算で委託されているわけですけど、この休養村管理センターは万江地区のですね、一時避難所として使用していくということでもありますが、本工事、改修工事は国・県からのですね、補助金等で対応できるのか、ちょっと質疑します。

○議長（中竹耕一郎君） 新山企画調整課長。

○企画調整課長（新山孝博君） それでは、お答えいたします。

議員が質問されたとおりですね、地方創生のですね、臨時交付金によりまして、今回の管理センターのですね、設計費306万2,000円、それから耐震診断441万4,000円ということですね、地方創生の臨時交付金を使った事業として今回進めようと考えております。今回のですね、予算を設けていただきました後にはですね、今後、避難施設等のですね、機能を持った施設といたしまして、設計業務及び耐震診断の業務をですね、行っていきたいというふうに考えております。

ご質疑の工事費についてはでございますけども、今後、設計業務委託業者、またですね、関係各課とも協議を行いながら、本工事費の積算を行ってきたいというふうに考えております。今後につきましては、事業にですね、有利な補助金とか、それとか起債事業等の活用をですね、見いだしながら進めていきたいというふうに考えておりますが、現時点では地方創生のですね、臨時交付金のほうもですね、使えたら使いたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

17ページの林業施設災害復旧費の請負費ということですが、こちら作業道の災害復旧工事ということで、路線名につきましては、川平線、下払線、小鶴線、

山口線の4路線というふうになっております。

また、工事請負費とは別に、その1行上に委託料ということで、作業道の災害復旧の委託料も計上させていただいております。本補正予算、お認めいただいた後にはですね、直ちに設計業務のほうに入ってきて、迅速に復旧を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（立道 徹君） じゃ、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） それでは、令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）について、17ページ、款の9、教育費、項の5、保健体育費の1番、保健体育総務費委託料であります、300万、新型コロナ対応スポーツ活性化対策事業300万について、内容についてご説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

今回の補正で、コロナ禍で児童・生徒のですね、体力低下が懸念されるため、コロナ対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、スポーツ能力測定などを行うための業務委託料としてですね、300万円を計上しております。

その内容といたしましては、村内の小・中学生がスポーツ能力測定を行い、その結果をもとに、それぞれ自分に合ったスポーツを探し、始めるきっかけをつくる場を、とするものでございます。また、この測定会につきましては、日本のアスリート選手をですね、招致する予定でございます。開催時期につきましては、10月頃を予定しております。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 内容については、ご説明いただいたとおりの内容ということで、その中で、今、アスリートの招致ということでお話がありましたが、説明がありましたが、今、執行部のほうとして考えておられるアスリート競技は何があるのか、説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

アスリート選手の招致についてということでございますが、結論から言いますと現時点では未定でございます。今後ですね、この委託業者と協議をして決めるということになります。全国でですね、開催している自治体がありますが、その実績をみますと、オリンピック選手やパラリンピック出場の選手、それから日本ので

すね、トップアスリート等が招致をされてるような状況でございます。

開催時期の10月にですね、招致可能な選手になるかと思いますが、本村の子どもたちが部活動やスポーツクラブ等で取り組んでおりますスポーツですね、このアスリート選手を招致できればというふうに考えているところでございます。

○2番（久保山直巳君） 以上、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいま議題の令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

ページは最後のもので、16ページ。ちょっと消えてますね、18ページですね、18ページです。目1、公共施設災害復旧費、補正額2億5,007万2,000円ですね、これは人吉新聞にもですね、出ていた分と思います。公共施設住宅関係と思います。城内地区のと思いますが、改めてちょっと説明をお願いしたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、お答えいたします。

今回、計上しております予算につきましては、まず委託料として城内団地の今後進められる管理業務、建設に係る管理業務、また性能評価等の業務で予算を計上しております。また、工事請負費につきましては、解体、造成、建築の予算をそれぞれ計上しているところでございます。

以上でございます。

○8番（西 孝恒君） はい、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第35号、令和3年度山江村一般会計補正予算（第2号）、2点だけ質疑をいたします。

1点目は、14ページの農業振興費の田んぼダムのことです。これは、もう秋丸議員が質疑をいたしまして、課長から説明をいただいておりますけれども、このことは昨年7月の豪雨災害を受けて、熊本県が球磨川流域の新たな治水対策として打ち出した田んぼダムであります。県が実証実験をすると。そして、山江においても、モデル地区として24ヘクタールの田んぼダムをしたいということでもあります。

できればですね、この田んぼダムっちゅうとはなかなか理解が皆さんしてませんから、でも地権者のほうにはきちんと対応されるということですので、でき

ば一般村民に向かって、ここに田んぼダムが作られますよ、こういうことですよっちゅうことを簡潔でいいですから、チラシ等でお知らせ願ったらどうかと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、横谷議員の質問にお答えいたします。

議員申されましたとおり、なかなかですね、一般村民の方もご存じない事業になるかと思えます。「やまえ」広報では、説明会等ですね、とあとまた図を用いた田んぼダムというのはこういうものですよというのを掲載させてもらっておりますけれども、今後、実証実験も実地もですね、来週行いますので、そういった模様もケーブルテレビで放送するとかですね、広報誌に載せて住民の皆さんにも広く知っていただくように周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） じゃ、私のほうからも補足しますけれども、田んぼダムの事業はですね、熊本県のいわゆる、緑の流域治水としての知事が目玉事業になります。要するに、球磨川流域の治水を田んぼにダム機能、貯水機能を持たせながら、この地域、特に下流地域である人吉市、それから球磨村を守っていこうというような事業であります。

これは、県の主催でありますので、もちろん主催者が今回の予算化についてすべて経費を持つということになっております。昨日、審議の中で、田んぼダムについての審議があったということでありましたから、早速、聞いて私、振興局長のほうに電話をしまして、振興局の農林部長のほうから説明会等の話があったということでもありますので、先ほど申したとおりであります。

従いましてですね、これは山江村だけではありませんので、しっかりこの流域治水、緑の流域治水として、人吉球磨全体がですね、この事業に対して理解を深めていただくというようなことが必要かと思えますので、県のほうに改めてしっかり申して、伝えさせていきたいと思えますし、また説明についてもですね、県のほうにしっかりやるように申したいと思えます。受けて、山江村は対応したいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 県の事業でありますけれども、山江村にできるということで、担当課におかれましては大変だと思いますが、勉強をしていただいておりますというふうに思えます。

それから、2点目の自然休養村施設維持管理費、管理センターですけれども、委託料の件ですけれども、実は昨日、一般質問で、万江地区にあの長い距離の地域に

避難所がないということはどうでしょうかと、検討してくださいという一般質問をしたところです。その中で、上から大川内公民館、屋形多目的集会室、そしてこの自然休養村管理センターが核となるのではないのでしょうかねということを行ったんですけれども、今回このように予算があがって、内容と耐震等を実施されるということです。

管理センターは、万江小学校には体育館がありません。子どもたちも使えますし、やはりあの地形を考えると、一時避難的に早期避難は私は本当にいい場所ではないかなというふうに思います。

今後、イエローゾーンっちゅうことで防災工事等が県が進めると思いますが、この工事と、やはりあの自然休養村管理センターの施設の長寿命化等も絶対しなければなりませんので、それらと絡み合わせてですね、あそこを村の緊急指定避難所として今後整備していかれる考えなのか。絶対、万江にもやっぱり一つは必要なんですよね。その点が一番いいと思いますけれども、村の拠点としての万江地区の指定避難所としての考えを視野におかれてるのか。お伺いいたします。

○村長（内山慶治君） 将来にわたる計画でありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、昨日も申しましたとおり、避難所はですね、万江地区にもそれぞれ地域に設けてきました、設けておりました。ただ、イエローゾーン、レッドゾーン、いわゆる土砂災害の危険がある施設ということで、どうしても指定避難所、外さざるを得なかったというような事情であります。

従いまして、今回ですね、また温泉センターののみが、そのイエローゾーン、レッドゾーンから外れておりましたが、今回また温泉センターもですね、イエローゾーンに指定されたというようなことでありますので、万江地区にその避難所たるものがなくなったというようなことになります。

従いまして、おっしゃるとおりでありまして、万江地区、もちろん万江川というですね、日常きれいではありますが、清流ではありますが、一旦雨が降りますと大いに氾濫をするという川の歴史を積み重ねてきた河川であります。その流域に住む方々の避難所がないというのはね、これはちょっと大きい村としての課題だと考えているわけであります。

何とか、その指定避難所として。指定避難所というよりも一時避難所として、まずですね、そういう施設をやりたいということで検討を重ねてきたということでありまして、また何度かそういう具合に考えておりますというようなことは申してきたわけでありまして、今回初めて設計の予算書をあげさせてもらいながら、検討に入るということでもあります。

議員おっしゃいますとおりですね、あそこは万江小学校の総合体育館としてもで

すね、非常に重要な位置づけをしたものでありますし、日常は小学校の体育館として活用しながら、また豪雨災害等があった場合は、万江地区の方は管理センターのほうに避難していただくような施設として、将来に向かって整備したいと思っております。

万江地区にある、万江というか、県が計画している砂防事業でありますけれども、実は計画をしながら進めてきたわけであります。砂防堰堤のですね、周辺に井戸が散在すると、地域の方々の。ということで反対のですね、意見も伺っているところでもあります。地域の反対があるということは、なかなか今、公共事業はできませんので、県のほうもその辺についてはちゅうちょをしているところでもあります。計画はまだあるようではありますが、取り下げるといような可能性もございます。

従いまして、管理センター自体がですね、の安全度がどのくらいあるのかということをしっかり検討しなくちゃいけないということではありますが、まずは自主避難所に指定させてもらいながら、将来的にはですね、その安全対策をしっかり取りまして、指定避難所としての位置づけをやっていきたいと。そういう予算化も含めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思っております。

以上であります。

○6番（横谷 巡君） はい、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第36号 令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、議案第36号、令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第37号 令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第37号、令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 発委第1号 山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、発委第1号、山江村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、発委第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 18 閉会中の継続調査申出書

- 議長（中竹耕一郎君） 日程第 18、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付して
おります申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり継続調査
をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それ
ぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

- 議長（中竹耕一郎君） お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、
その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

-----○-----

- 議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了い
たしました。お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和 3 年第 4 回山江村議会定例会を閉会し
ます。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前 10 時 47 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員